

136  
7  
491

兆民中江篤介先生序  
蓮窓伊東洋二郎新著

雄辯  
秘訣

寶鼎演說卷  
完

三輪靜觀堂藏版

特19  
248

No. 18850/22

雄辯  
秘訣  
**實用演說法**

伊東洋二郎新著

三輪靜觀堂藏版

叙

今や漢語の是を十部の是に  
石の村に在りては其の  
其語其意を以て其語を以て其  
甲上新法の著しき事一書を以て  
さす其意の十部を以て其語を以て  
其語を以て其意を以て其語を以て  
其語を以て其意を以て其語を以て

○雄辯 秘訣 實用演說法序

一枚は舌頭忽ちにして雲起り龍現はれ。忽ちにして雷激電撃。忽ちにして鐵馬嘶き。忽ちよとして仙女泣き。忽ちよとして悲風慘雨。忽ちにして山笑ひ水歌ふ。其變化萬千。神出鬼沒。實に人をして驚嘆喝采。止む能はさらしむるは獨り雄辯家の之を能くする所ありと雖も。儻と夫れ演說法を攻究すること無くんば。如何に博學宏識の士と雖も。其所說。簡明にして且つ。魘魅妖怪の遁るゝ所なきが如き。辯才を逞ふすることを得る能はさる可し。果して然らん乎。然らば則ち人世の靈樞。人事の妙機を吾人の掌上に運らし來りて以て之を處世上に裨補する所の多きと否とは。即ち吾

考し物物をえ治し後多き  
 得るなりし以書ある世の如き  
 以てすもの一酒し得必り  
 得るなりし予一箇し修楚  
 吾を考評しに  
 此後よりことし七日

西成屋主撰



人が特に演説法を攻究すると否とに職として之れ由ると謂ふも亦多豈に之を誣言ありとす可んや。夫れ然り既に此の如くんば。雄辯法を攻究し且つ之に熟達すると否とハ乃ち吾人の境遇も亦た幸不幸の差異なきにあらざるは。炳焉として其れ明ふかなり。吾人安んぞ雄辯法を攻究して以て之を當世の時務に應用することを爲さずして可からんや。然りと雖も雄辯法を攻究するは決して容易の閑事業にあらず。必らむや。自然と鍊磨との効を積みて。以て初めて其熟達の功を見る可きもの。何ぞ一地徑に其熟達の功を期せんと欲するも亦多豈に得べきものならんや。頃ハ靜觀堂主人。余に囑して本書を著述せしむ。

蓋し亦た大ニ茲に見る所あるに因ての。然りと雖も余の不肖を顧りみず本書の著述あるは固より其分に過く僭越の罪。余豈に之れを受るよと欲辭す可んや。然れども余は唯だ「吾師道」道之所存師之所存也」と己欲虚ふして以て。人に受る志を有せる人あらば。則ち余の本書を著述しある微意を満足せしむるに足れりとす。故に余は讀者の反覆して思ひを此に致さんことを望むの。

明治己丑七月上浣

伊東洋二郎識

實用演說法目次

雄辯秘訣 實用演說法目次

○第一章 總論

○第二章 言語ノ用法

第一項 言語ノ意味ヲ正當ニ使用スル法

第二項 言語ノ意味ヲ明瞭ニスル法

第三項 言語ノ勢力ヲ發揚スル法

○第三章 音聲ノ節調

第一項 音聲ノ作用

第二項 音聲整理ノ三法

第三項 語句ノ配置

第四項 音聲ト態度トノ關係

實用演說法目次

○第四章 言語ノ體格

抑揚 頓挫 波瀾 照應 開闔 擒縱  
轉換 警策

○第五章 論理法

演繹法ノ例 歸納法ノ例 推理 名辭  
命題 三段論法

○第六章 修辭法

壯快體 華美體 流麗法 新奇體 摸倣體  
嚴正體 譏笑體 滑稽體

○第七章 辯論ノ結構法

發端 分解 本論 援引 喚起 結束

○第八章 章句段落法

單句 複句 總句

○第九章 辯論五種ノ體裁

議政體 審判體 講義體 頌讚體 會議體  
雜體

○第十章 態度

○第十一章 討論

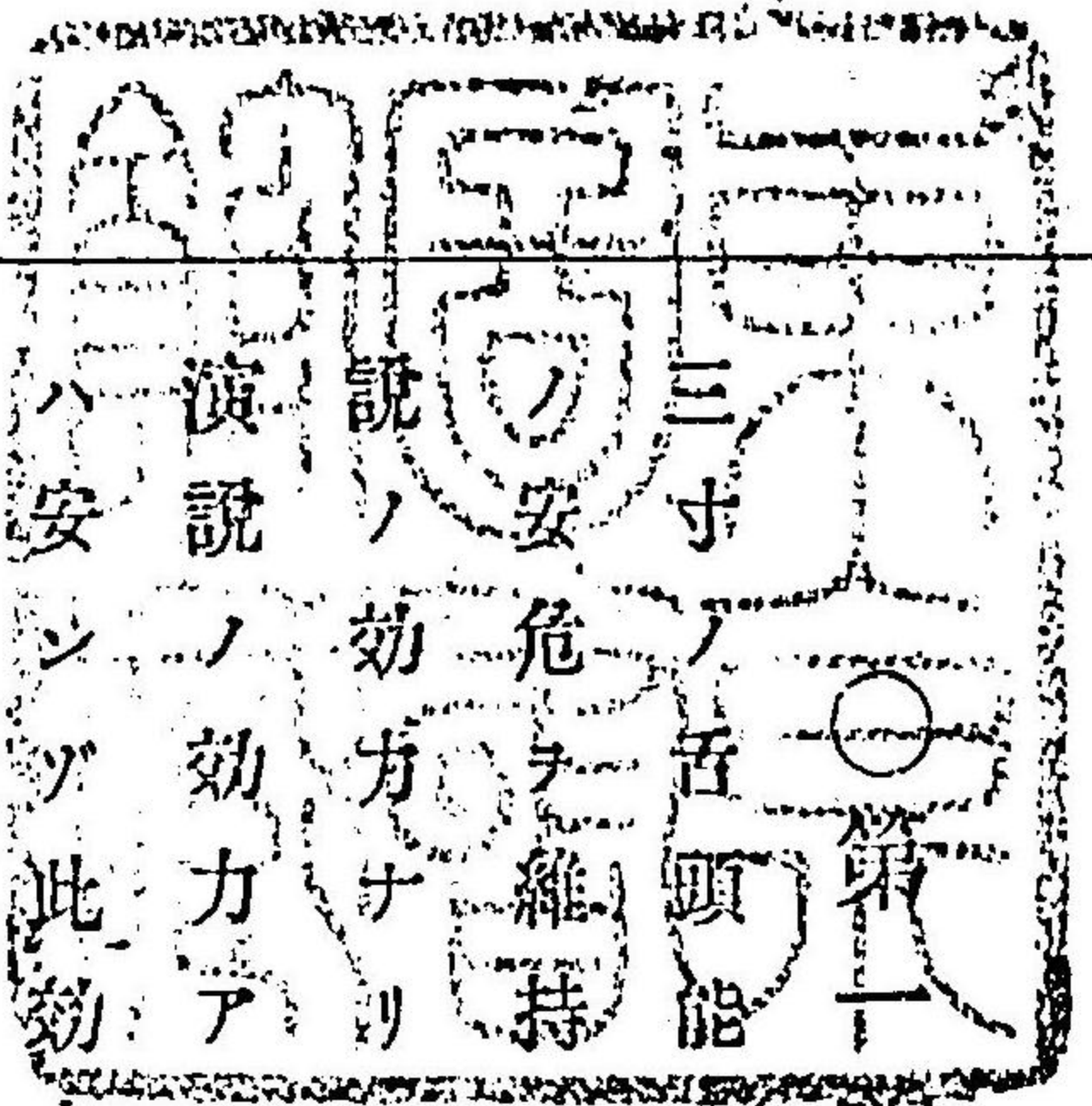
實用演說法目次

雄辯秘訣 實用演說法目次終

雄辯實用演說法

伊東洋二郎新著

總論



三寸ノ舌頭能ク狂瀾ノ既倒ヲ挽回シ一席ノ言論能ク邦家ノ安危ヲ維持シタルノ例ハ古今實ニ多クシテ是レ皆ナ演說ノ効方ナリトス演說ノ効力アル豈ニ亦々盛ンナラズヤ演說ノ効力アルトハ其レ此ノ如ク盛ンナリトスレハ吾人ハ安シク此効力アルト盛ンナル演說ニ由テ以テ人間無上ノ最大福祉ヲ享有スルヲヲ努メザルヲ得ンヤ夫レ然リ然リト雖凡ソ演說ナルモノハ語學ヲ經ト爲シ辨術ヲ緯ト爲シ且ツ殊ニ音調ト論理トノ二法ヲ契合シテ以テ吾人ノ



思想意見ヲ聽衆ニ訴ヘ聽衆ヲシテ感覺ヲ煥發惹起セシムルヲ目的トスルニアリトスレバ則チ幾多ノ歲月ヲ費シ幾多ノ經驗ヲ要シ幾多ノ熟練ヲ積マザル可ラサルコトハ亦論ヲ俟タサル所ナリトス故ニ演說ヲ學ハント欲セバ則チ先ツ雄辨エロクシヨシ法ニ熟達スルヨリ善キハ無シ其雄辨法ニ熟達スルニハ如何ス可キ乎先ツ吾人カ具ヘル靈識ノ現象ハ如何ナルモノカト云フコトヲ考ヘ見ル可シ次ニ吾人ノ具ヘル靈識ノ現象ハ感、思、欲ノ三者ニ由テ組織シ智、情、意ノ三能力ヲ有シ智ノ現象ハ思想ヲ鍛鍊シ識別ヲ爲スノ根本ニシテ情ノ現象ハ感覺ト情感トノ二者ヲ包含シ意ノ現象ハ智力ト情感トノ作用ニ因テ自身ノ方向ヲ指示スルモノナリト自ラ之ヲ知ルコトヲ得ルニ至ラハ演說ヲ爲シテ以テ聽衆ヲ感動

セシムルノ方法ハ先ツ自身ノ演說能ク聽衆ノ智力ト情感トチ刺戟スルコトヲ專務トス可シ聽衆ノ智力ト情感トノ二者演說ノ爲メニ刺戟セラル、コト頻リナレバ必ズヤ其意ノ現象ハ感動セサルヲ得サルモノトス是レ蓋シ自然ノ道理ニシテ雄辨法ノ貴重ス可キヤ亦明ラカナリト謂フ可キノミ否ナ以上ノ如クシテ以テ始メテ雄辨法ノ効用ヲ見ルコトヲ得ベキナリ果シテ此ノ如クンバ苟モ演說ヲ學バンコト欲スル者ハ雄辨法ニ熟達セズン可ナランヤ今ヤ活眼ヲ開キテ世上ノ狀況ヲ視ルニ優勝劣敗ノ規律ハ智力ト腕力トノ有無如何ニ由テ其差異ヲ顯スニ至ルモノアルニ似タリト雖モ亦タ以テ吾人辨舌ノ能訥如何モ其中ニ與カリテ優勝劣敗ノ差違ヲ顯ハサズンバアラサルナリ果シテ然ラバ吾人

ノ此世ニ處スルニハ政治家タリ學士タリ醫士タリ法律家  
 タリ工藝家タリ農家タリ商估タリ其職業ノ何タルニ論ナ  
 ク辨舌ヲ琢磨スルノ必要ニシテ雄辨法ヲ研究セザル可ラ  
 サルハ又敢テ論ヲ俟タザル所ナリトス况ンヤ市町村制ハ  
 既ニ發布セラレテ今ヤ吾人ハ地方自治ノ權利ヲ享有スル  
 一ヲ得タルニ於テオヤ殊ニ况ンヤ帝國憲法モ又既ニ欽定  
 セラレテ吾人ハ將サニ一國ノ政治ニ參與スルノ大權ヲ獲  
 得セントスルノ時ナルニ於テオヤ其市町村ノ議員若シク  
 ハ參事員トナリ又ハ帝國議會ノ議員トナルモ又辨舌ノ必  
 要ニシテ之ヲ欲ク可ラサルハ勿論ナリトス嗚呼吾人雄辨  
 法ニ熟達セサル可ラサルノ理アルハ炳然トシテ此ノ如ク  
 其レ明ラカナリ之ヲ奈何ソ吾人ハ拋棄シテ以テ之ヲ顧サ

ル可ンヤ宜シク之ヲ琢磨シ之ヲ研究シテ以テ當世ニ處ス  
 ルノ一助ト爲スベキノミ夫レ唯タ然リ而シテ吾人ノ辨舌  
 ナ琢磨シ雄辨法ヲ研究スルニハ如何ニスヘキ乎曰ク他ナ  
 シ先ツ語格ヲ精覈スルヲ緊要トス次ニ音聲ヲ調整シ次ニ  
 論法ヲ講習シ次ニ態度ヲ整理スベシ此ノ如クシテ以テ始  
 メテ其目的ト冀望トヲ貫達スルヲ得ベキナリ若シ或ハ  
 否ラズシテ一徑地ニ雄辨家タラント欲スルモ亦タ決シテ  
 其目的ト冀望トヲ貫達シ得ヘキ所ニアラザルナリ且ツ夫  
 レ雄辨家タラザルモ普通一場ノ演說ニマレ討論ニマレ辨  
 舌ヲ鼓シテ以テ其說キシ所ハ條理紊レズ主意トスル要點  
 ナ聽衆ニ能ク了得セシムルニ至ルハ實ニ熟鍊ノ効ノ致ス  
 所ニシテ一朝一夕ニ此伎倆ニ達スルヲ得ルニ至ラン一ハ

到底口唯タ言ベクモ亦タ實際ニ望ム可ラザルナリ辨舌ヲ  
 琢磨シ雄辨法ヲ研究セント欲セハ亦タ以テ熟練ノ効ヲ積  
 ムノ必要ナル理アルヲ知ルヘキナリ今ヤ辨舌ノ必要ハ  
 彼レカ如クニシテ而シテ之ヲ琢磨スルノ容易ナラサルモ  
 ノアルハ此ノ如シトス苟クモ今ノ世ニ處セント欲スルノ  
 志アラシキ者ハ焉ゾ豈ニ雄辨法ニ熟達セズシテ可ナランヤ  
 演説ヲ學ハント欲スル人ハ宜シク此雄辨法ニ熟達スルヲ  
 ナ忘ル可キヲ無クシテ努ムル所アレ

### ○第二章 言語ノ用法

隠ヲ開キ微ヲ顯ハシ細ヲ闡キ麤ヲ揚グルハ實ニ吾人言語  
 ノ効力ニシテ吾人ハ言語アルヲ以テ思想ヲ吐露シ感情ヲ  
 呈出スルヲ得ルナリ嗚呼吾人ニ言語アルハ夫ノ天稟ノ

賦ト謂フ可キ乎今夫レ吾人ハ此ノ如ク天稟ノ賦ヲ特有ス  
 アンゾ此賦ヲ空フシテ可ナランヤ况ンヤ演説ヲ學ブノ志  
 アリテ雄辨法ニ熟達スルヲ期圖スル者ニ於テオヤ此言  
 語ノ用法豈ニ最モ講究ス可キヲナルニアラスヤ殊ニ況ン  
 ヤ我國言語ハ元來最モ不完全ニシテ且ツ甚ダ其種類ノ複  
 雜ナルハ夫ノ歐米諸邦ノ言語ノ單純ニシテ殊ニ完全ナル  
 ノ比ニアラサルモノアルニ於テオヤ然ラハ則チ演説ヲ學  
 ハント欲スル者ハ言語ノ用法豈ニ焉ゾ之ヲ講究セスシテ  
 可ナランヤ然ルニ若シ演説ヲ學ブ者此言語ノ用法ヲ輕視  
 シテ漫然壇上ニ立タン乎其言フ所ハ多岐ニ分レ其論スル  
 所ハ秩序ナク唯タ夫ノ痴人午睡ノ囁言ト一般ナランノミ  
 此ノ如クハ演説ノ目的即チ聽衆ヲノ感覺ヲ煥發惹起セ

シムル能ハサルノミナラス反テ聴衆ニ厭倦セラレテ壇  
上ヲ下ラサルヲ得サルノ不幸ニ際會ス可シ是レ演説ニ言  
語ノ用法ヲ貴重スル所以ナリ夫レ然リ而シテ言語ノ用法  
ハ如何ス可キヤ曰ク他ナシ第一言語ヲ正當ニ使用スル  
第二言語ノ意味ヲ明瞭ニスル第三言語ノ勢力ヲ發揚ス  
ル是レナリ

第一 言語ヲ正當ニ使用スルニハ

(1) 野鄙ノ言語ヲ使用ス可ラズ其然ル所以ノモノハ凡  
ソ演説ヲ爲スニハ白ラ地位ヲ保ツノ心アリテ以テ  
其演説ノ價值ノ出ツルモノナルニ野鄙ノ言語ヲ演  
説中ニ使用スルコトアラバ是レ乃チ自ラ其地位ヲ損  
スル者ニシテ演説ノ價值モ亦タ隨ツテ墮チサルヲ

(2) 洋語ヲ使用ス可ラズ演説ハ聴衆ヲシテ感動セシム

ルヲ専一トスルモノナレハ則チ辨士カ聴衆ノ耳  
 チ將テ直寫スルカ如キ心得チ以テ演説セサル可ラ  
 ス此ノ如キ心得チ以テ演説チスルニハ最モ平易ニ  
 シテ且ツ最モ了解シ易キ言語チ使用セサル可ラサ  
 ルハ亦タ論チ俟タス然ルニ之ニ反シテ人々ノ多ク  
 聞キ慣レサル洋語チ使用スルヲアリトセン乎聴衆  
 ハ之カ爲メニ其演説ノ要旨チ會得スルニ苦シミ更  
 ニ甚タシキハ「此辨士ハ自身ノ洋學ニ熟達スルヲ誇  
 リ顔ニ斯ク洋語チ使用スルニアラサル歟」ト又「我レ  
 々々ハ洋學チセサルカ故ニ洋語ハ一モ知ラサレヒ  
 其知ラヌチ幸トシテ斯クモ辨士ハ好イ加減ナ洋語  
 チ使用シテ我レ々々チ喘着シ以テ自身ハ物識リチ

氣取ルニアラザルナカラシヤ」ト夫レ此ノ如キ感觸  
 チ聴衆ニ起サシムルヲハ洋語チ使用スル所ノ辨士  
 ニ是非トモ免ル可ラサル通弊ナリトス故ニ曰ク演  
 説ニハ洋語チ使用ス可ラスト然レヒ其演説會場ノ  
 模様又ハ其聴衆ノ品位及其演説ノ要旨等ノ如何酌  
 酌商量シテ然ル上ニ洋語チ使用スルハ却テ好評  
 チ博スルヲアレバ一概ニハ洋語チ使用スルヲ非  
 難ス可ラサレ成ル可クハ洋語チ使用セザルノ勝  
 レルニハ如カザルナリ

(3)

新奇ノ言語チ使用ス可ラス新奇ノ言語チ演説中ニ  
 使用スルノ不可ナルコトハ猶ホ演説中ニ野鄙ノ言  
 語チ使用シ若シクハ洋語チ使用スルノ不可ナルト

言語ノ意味ヲ明瞭ニスルヲ誤ル可ク

同一ナリ

夫レ然リ此ノ如クシテ注意周到言語ヲ正當ニ使用セン  
乎演説ノ價值決シテ減殺スル所ナキノミナラス其最上  
乗品タルニ到ラントハ又期シテ俟ツ可キナリ

第二 言語ノ意味ヲ明瞭ニスル

(1) 言語ノ意味ヲ誤ル可ラス我國ハ歐米諸邦ノ如ク言  
文一致ニアラサルカ故ニ文法ト語格トノ懸隔ハ大  
ニ差違アルヲ見ルナリ假令ハ歐米諸邦ノ語格ハ名  
辭、代名辭、形容辭、副辭、接續辭、感嘆辭、冠辭、動辭等ノ八  
格ニ分レ其言語ノ配置布列ノ模様ト又ハ文章ノて  
にをはトモ云フ可キ尾字音韻ノ如何ニ由テ單複ノ  
數又ハ過去現在未來ノ語氣ノ作用即チ主格、目的格、

具格、與格、奪格、物主格、於格、呼格等ノ働キヲ分ツト雖  
も我國ノ言語ハてにをは即チかのにをノ語尾ノ助  
辭ト動辭ノ配布ニ由テ僅カニ言語ノ作用ヲ現ハス  
ノミ之ヲ要スルニ從來我國ノ言語ニハ名辭、動辭、形  
容辭ノ不足ナルト又關係代名辭ノ全ク之ナキニ因  
ラスンハアラス今試ミニ歐米諸邦ノ語格ヲ將チ來  
リテ漢文ノ虛辭法ト我國固有ノ言語ノ用法トニ折  
衷シテ以テ演説ニ使用スヘキ語格ヲ捏造スレハ

(起語) 凡そ、蓋し、夫れ、且つ、嘗て、抑も等あり

(接語) 何ぞ、焉ぞ、寧ろ、即ち、如何となれば、更に、爲めに等な  
り

(轉語) 然り而して、夫れ唯た然り、若し夫れ、果して然らば

等あり

(反語)

然るを况んや、豈に其れ然らんや、若し或は、等あり

(束語)

一言以て之を蔽へば、概ね、滔々たる天下比々皆な

然り、之を要するふ、總じて、畢竟するに、等なり

(嘆語)

漢文の法に所謂、吁、嗚、呼、噫、噫、哉也、矣哉、夫噫、等の如

し

(代名語)

夫の、彼れ、夫れ、茲に、此の如し、彼れか如し、等あり

以上ニ列擧シタル六種ノ語格ハ演説ニハ最モ必用ナルモノト思ハルレハ能ク注意シテ語格混亂スルヲ無クンハ即チ言語ノ意味ヲ明瞭ニスルハ極メテ益アラシキ乎

(2)

言語ノ句切りヲ注意ス可シ言語ノ句切り様ニ由テ

言語ノ

句切り  
ヲ注意  
ス可シ

一語兩意ヲ現ハスニ至ルヲアリ設ヘハ新體詩哥ト云フヲチ死シテ鹿ト承知シ又ハ物産ヲ佛參ト解シ又ハ陋弊ヲ牢堀ト聞キ取り又ハ官員ヲ姦淫ト聽キ誤リ又ハ作用ヲ左様ト合點シ又ハ小聲ヲ「龜之手」ト解シ損ヒ又ハ鏡ヲ屈曲ト吞ミ込ムノ類ハ世上人々日常ノ言語ニ就テ往々吾人ノ之ヲ聞ク所ニシテ演説中此ノ如ク一語兩意ヲ現ハス可キ嫌ヒ有ル言語ヲ使用スルハ古語ニ所謂毫釐ノ差千里ノ誤リヲ生シ折角ノ演説ノ主意ノアル所ヲモ聽衆ハ之ヲ誤解スルカ否ヲサレバ全ク其演説ノ主意ヲ聞キ取ルヲ能ハザラシムルノ不幸ヲ聽衆ニ與フルニ至ルヤ得テ之ヲ知ル可キノミ故ニ云フ言語ノ句切りニ

注意シテ一語兩意ヲ現ハスニ至ル可キ言語ヲ使用ス可ラズト

第三

(1)

無用ノ言語ヲ減省ス可シ凡ソ言語ノ勢力ヲ發揚スルニハ無用ノ言語ヲ減省セザレバ則チ如何ニ語勢ヲ強カラシメント欲スルモ既ニ無用ノ言語ヲ布列シ且ツ要旨多岐ニ分ルハ故ニ語勢ハ却テ減殺セラレテ弱キニ至ラサルヲ得ザルモノトス是レ大ニ雄辨法ニ熟達セント欲スル者ノ反省セスンバアル可ラサル所ナリ

(2)

言語ハ短語ヨリ次第ニ長語ニ及ホス可シ演說ヲ學ビ雄辨法ニ熟達スルニハ言語ノ使用ニ最モ注意ス

言語ノ勢力ヲ發揚スル法  
無用ノ言語ヲ減省ス可シ

短語ヨリ長語ニ及ホス可シ

ス可シ

疑問ノ言語ヲ使用ス可シ

(3)

可キハ勿論ナレトモ就中演說中言語ノ勢力ヲ發揚スルニハ總シテ短語ヨリ次第ニ長語ニ及ホスヲ要ス若シ或ハ然ラスシテ是レニ反スルカ如キアラン手初メハ脱兎ノ如クナルモ其終リハ處女ノ如クナラサルヲ得サラン果シテ然ラハ語勢ヲ強クスルハ必スヤ短語ヨリ次第ニ長語ニ及ホサ、ルヲ得サルノ理アルヲ見出タスハ實ニ容易ナランノミ  
疑問ノ言語ヲ使用ス可シ 演說ナル者ハ自己ノ意見感情ヲ陳述シテ以テ聽衆ノ心性ニ訴フルヲ目的トスレトモ或ハ語勢ヲ強クスル場合或ハ聽衆ニ感覺ヲ惹起セシメント欲スル都合ニ因テハ聽衆ニ對シテ疑問ヲ起シ其判斷ヲ請求スルカ如キハ辨士自



身カ明白ニ斷言シタルヨリモ却テ其演説ノ語勢ヲ強クシ殊ニ聽衆ニハ千萬無量ノ感覺ヲ與フルヲアリ演説ヲ學フ人ハ之ヲ了知シ居ラサル可ラス

(4) 進級ノ言語ヲ使用ス可シ 進級ノ言語ヲ使用スルニハ一言一語層々疊々輕キ者ヨリ重キ者ニ到リ弱キ者ヨリ強キ者ニ及ボシ以テ語勢ヲ快活ナラシムルニアリ即チ例ヲ舉テ之ヲ云ハ、「我レニ自由ヲ與ヘヨ否ラサレハ死ヲ與ヘヨ」ト又ハ生キテ卑屈ノ民タランヨリハ寧ロ死シテ自由ノ鬼トナレ」ト云フノ類ナリ

以上言語ノ用法ハ大略之ヲ指示シ畢レリ若シ夫レ雄辨法ニ熟達スルト否トハ此言語ノ用法ヲ會得スルト否トニア

ランノミ故ニ演説ヲ學フ者決シテ言語ノ用法ヲ輕視スルト勿レ

### 第三章 音聲ノ節調

音聲ハ演説ニ樞要ノ關係ヲ有スルモノニシテ夫ノ如何ニ辨士ノ思想ハ富饒ニシテ言語ノ配置ハ能ク整ヒ且ツ加ルニ議論ノ順序モ亦タ法ニ適フモ苟モ此音聲ノ節調ニシテ其宜シキヲ得サルニ於テハ安ソ其演説スル所ノ主意ハ聽衆ノ耳底ニ徹達スルトヲ得ヘケンヤ善シヤ假リニ聽衆ノ耳底ニ徹達シタリトスルモ音聲ニ節調ナクンハ則チ十分聽衆ヲシテ其演説ニ信服セシメ且ツ感動ヲ惹クヲ得サル可シ是レ演説ニ音聲ノ節調ヲ整理スルノ緊要ナル所以ナリ夫レ唯タ然リ然ルト雖モ音聲ノ節調ヲ整理スルハ

實ニ容易ノ事ニアラス必スヤ鍊磨ノ効ヲ積ミテ以テ其美  
 惡重濁輕清高低自由自在ニ變化スルヲ得ルニ至ル可キ  
 ノミ凡ソ普通ノ人情ヨリ之ヲ云ハシ情先ツ内ニ動キテ始  
 メテ外ニ現ハル、モノナリ故ニ喜怒哀樂ノ情内ニ起リテ  
 之ヲ外ニ現ハス時音聲ノ節調モ亦タ相應ニ必ス之ヲ變化  
 セスンハ有ル可ラス然リ而シテ音聲ノ節調ヲ變化スル甚  
 タ至難ノ事ナリト雖凡鳳ニ雄辯法ニ熟達スル人々ノ實驗  
 ニ係ル談話ノ中著者カ會テ之ヲ聞キ得テ今尙ホ記憶スル  
 モノ

音聲ノ作用

(1) 音聲ノ節調ヲ整理スルニハ平聲上聲去聲入聲等ノ音  
 韻ノ作用ニ由テ發スルカ故ニ其言語ニモ又隨ツテ緩  
 急舒促ノ不同ヲ生スルニ至ルモノナリ而シテ言語ニ

音聲整理ノ三法

緩急舒促ノ不同ヲ生スルニ至ルハ即チ音聲ノ節調ヲ  
 整理スル秘訣ヲ見出スニ至ル可キ處ナリ

(2) 音聲ノ節調ヲ整理スルニ最モ緊要ナル事項ハ第一爽  
 快ナル響アル言語ヲ使用スルヲ第二音聲ノ節調ヲ整  
 理スルニ都合ヨキ語句ヲ配置スルヲ第三喜怒哀樂ノ  
 言語ニ相應シテ音聲ノ節調ヲ變スルヲ等ナリ

(3) 語句ノ配置如何ニ據テ大ニ舌ノ運轉ヲ妨害シ延ヒテ  
 音聲ノ節調ヲ紊亂スルヲ往々ニシテ之アリ故ニ演說  
 チ學ハント欲スル者ハ玆ニ注意スル所ナクンハアル  
 可ラス夫レ謠曲淨瑠璃等ノ如キハ概子一定ノ規律ア  
 リテ七音ノ語ヲ三句ツ、聯下シ而シテ五音ノ語一句ヲ  
 以テ其肩ヲ結ヒ又ハ否ラサルモ五音ノ語ト七音ノ語

語句ノ配置

ト交互スルカ故ニ之ヲ謠フニ於テモ其音聲ノ節調ハ自然ニ備ハル所アルカ如シ若シ謠曲淨瑠璃ニシテ此法則ナクンハ安ソ節調音聲ニ備ハランヤ音聲ノ演説ニ於ルモ亦タ此ノ如ク其節調ノ整フナクンバ誰カ耳ヲ澄シテ之ニ傾ク可ンヤ然ラハ則チ謠曲淨瑠璃ノ如キモ亦タ以テ雄辨法ニ熟達セント欲スル人ノ師範トスルニ足ル可キ乎

音聲ノ態度ノ關係ト

(4) 音聲ノ節調ヲ整理スルニハ態度ノ動作ト權衡ヲ取ラサル可ラサルハ勿論ナリトス總シテ胸部ヲ前ニ出シ肩部ヲ後ニスル片ハ多量ノ空氣ヲ肺部ニ貯フヲ得ルヲ以テ自ラ音聲ヲ永ク續カシムルヲモ亦タ自由ニ之ヲ爲シ得ヘキノ理ナリ故ニ其節調ヲ整理スルヲ

得ルヲモ又音聲ヲ永ク續カシムルヲ爲シ得ルト否トニアリト之ヲ知ル可シ

以上列舉スル項目ハ雄辨法ニ熟達セント欲スル者ノ豫テ了知シ居ラスンハ有ル可ラザル所ノモノナリ然リ而シテ音聲ノ節調ヲ整理スルニ便ナラシメンカ爲メ最モ視易キ圖式ヲ左ニ掲ケテ之ヲ示セバ

平聲  
輕清美音  
調聲

上聲  
高急重強  
調節聲音

歡聲  
牽聲

歡聲  
強聲  
高聲

喜

怒

哀

活儼

壯快

笑嘲

獻談

憤激

嫉妬

傲慢

痛苦

憂愁

哀訴

句調短クシテ且ツ早ク又音聲ハ高キヲ要ス

高聲ニシテ流暢ニ説キ來リ説キ去リ始メハ長節終リハ短調ヲ要ス

上調ヲ以テ急緩互用ス可シ

音調ハ總シテ短キヲ要シ且ツ強健ヲ示ス可シ

強調ニシテ毎ニ緩急舒促變化スヘシ

去入ノ兩聲ヲ以テ説キ下シ間ニ少シク強調ヲ使用スヘシ

節調ハ長短互用シテ強音乃チ強ク鋭ク響ク様ノ心持アルヘシ

音聲ハ重カルヘク又緩調ヲ要ス

引聲牽聲ヲ以テ努メテ弱調低音ニテ説クヘキモノトス

音聲低ク緩ナル可ク且ツ成ルヘク言語ヲ婉曲ニ使用スルヲ要ス

去聲  
緩輕低音  
促曲節聲

牽聲  
引聲

樂

喜悅

滿足

敬服

信任

親愛

怨恨

輕蔑

疑惑

自然ニ出ツル音聲乃チ琅々トシテ愛スベキ調子ヲ要ス

緩音弱聲努メテ靜婉ニ説キ下スベシ

平聲ニシテ句切リノ要處々々ニ到リテ少シ高音ヲ用ユベシ

平々單々ニ説キ下スベシ

音聲ノ高低節調ノ強弱中庸ヲ要ス

去聲ヨリ上聲ニ及ホシ毎ニ音調ノ強弱ヲ交用スベシ

銳利ナル舌鋒ヲ以テ敵手ヲ翫弄スルノ心持アルベシ

低聲緩調ヲ用ユヘシ

入聲  
緩低音  
舒曲下調聲

惡

愛

上來示ス所ノ圖式ハ唯タ初學ノ徒ノ演説ヲ講究セント欲シ而モ音聲ノ節調ヲ整理スルニ便ナラシメンカ爲メニ心

理學、論理學上等ノ法則ヲ參酌シテ以テ此圖式ヲ調製シタルモノナレハ固ヨリ敢テ大方ノ學士ニ示ス可キモノナラス然レモ初學ノ徒ノ爲メニハ又敢テ初補スル所ナキニアラサル可キナリ

○第四章 言語ノ体格

著者ハ既ニ前章ニ於テ音聲ノ節調ヲ整理スル法則ヲ論シタリ今順ヲ追フテ茲ニ言語ノ体格ヲ辨シ以テ世ノ雄辨家タラント欲スル人ノ此事ヲ研究スルヲ忽カセニス可ラサル所以ヲ論セントス今夫レ吾人ノ言語ヲ聞キ熟ラ之ヲ按スルニ必ラス二個ヨリ三個トナリテ始メテ茲ニ文ヲ成スニ至ルモノナリ縱ヘハ彼ノ蒼々トシテ高キモノハ誰モ其碧空ナルコトヲ知ルト雖トモ此蒼々タル色ノミニシテハ

決シテ文ヲ成サス日月星辰ノ之レニ懸リテ而シテ其ノ文ヲ成シ又彼ノ巍々トシテ聳ユルモノハ誰モ其高山タルヲ知ルト雖モ此巍々トスル貌ノミニシテハ決シテ文ヲ成サス草木金石禽獸ノ之ニ具ハリテ而シテ其文ヲ成スト一般ニシテ其他世界ノ万有悉ク皆ナ必ラス二個以上ノモノヲ具ヘテ以テ文ヲ成セルヲ知り得ヘキナリ果シテ然ラン乎吾人ノ言語ニ於ル此文ヲ成サズンバ何ヲ以テ人々互ヒニ寒暖ノ起居ヲ訪問シ又互ヒニ壽凶ノ異變ヲ祝弔スルヲ得ン若シ既ニ人間ニシテ此禮ナクンバ道義感情ハ茲ニ始メテ冷カナルヲ告グ最モ慘憺タル狀況ヲ現出スルニ至ランモ亦タ未ダ之ヲ知ル可ラズ嗚呼吾人平生使用スル處ノ言語ト雖モ又其言語ニ文無キルハ尙ホ且ッ此ノ如キ恐

レ有ルヲ視ル然ルヲ况ンヤ數百千万ノ聽衆ニ對シ國勢ノ  
 凌夷ヲ論シテ以テ立ドコロニ天下蒼生ノ危急ヲ濟ヒ政治  
 ノ紛亂ヲ難シテ以テ直チニ人民塗炭ノ辛苦ヲ救ヒ其他一  
 言以テ大道ヲ淹貫シ一語以テ眞理ヲ開闢シ以テ國利民福  
 ナ期圖スル所ノ演說討論ニ於テチヤ豈ニ安ンゾ其言語ニ  
 文ヲ成ス所ナクシテ可ナルモノナランヤ抑モ言語ハ意ヲ  
 達シ義ヲ明ラカニスルヲ目的トスルモノナレバ則チ人々  
 ナ感動セシムルニアラサレバ決シテ其目的ヲ貫徹スル  
 能ハズ其人々ヲ感動セシムルニ足ル可キ丈ノ言語ニ文ヲ  
 成ス靈妙ノ能力ヲ有スルハ實ニ吾人人間ノミニ止マレル  
 所ナリトス吾人ハ既ニ此ノ如キ靈妙ノ能力ヲ有スル限り  
 ハ益々之ヲ琢キ之ヲ磨キテ以テ愈々其作用ヲ銳利ニシ所

謂雄辨家タルニ至ラハ其幸福ハ凡ソ幾許ソヤ然リ而シテ  
 言語ニ文ヲ成ス方法ハ如何、曰ク他ナシ吾人ノ言語モ猶ホ  
 漢文ニ抑揚、頓挫、波瀾、照應、開闢、擒縱、警策、轉換等ノ文法アル  
 カ如ク恰モ之ト同一ナル言語ノ体格アルヲ知ルヲ緊要  
 トス著者毎ニ語リテ曰ク言語ハ人々ノ思想ヲ寫スノ器ニ  
 シテ而シテ文章ハ人々ノ言語ヲ寫スノ具ニ過キサルノミ  
 ト何トナレバ元來吾人ハ思想ヲ有スルガ故ニ之ヲ言語ニ  
 寫シテ以テ其用ヲ辨スルヲ得、而シテ言語ヲ以テ其用ヲ  
 辨スルヲ得ル所以ノモノハ其言語ノ意能ク他ニ達シ理  
 能ク人ニ通スル所アレハナリ意能ク他ニ達シ理能ク人ニ  
 通スル所アルハ亦タ以テ言語ニ文ヲ成シテ以テ他人ヲ感  
 動セシムルノ力アルノ証據アルヲ視ル可キニアラズヤ且

ツ夫レ文章ハ吾人ノ言語ヲ寫シタルモノナルカ故ニ誠心ヨリ出ツル文章ハ自カラ氣力アリ氣力ハ即チ言語ノ文ナリ故ニ文章ハ氣力アリテコソ他人ヲシテ之ニ感動セシムルヲ得可キモ他人ヲシテ感動セシムルノ氣力ナキ文章ハ決シテ其意ヲ達シ義ヲ明ラカニスルヲ能ハサルヲ知ル可ク將タ言語ノ体格ヲ知ラント欲セハ言語ニモ又漢文ノ文法ト同シク抑揚頓挫波瀾照應開闔擒縱警策轉換等ノ体格アルヲ知ラズンバアル可ラズ故ニ著者ハ茲ニ其言語ノ体格ヲ擧テ以テ之ヲ示ス可キナリ

抑揚

第一抑揚格　ハ事理ヲ述ルノ間或ハ稱揚ヲ著シ或ハ抑制ヲ著シ變化ヲ其中ニ存シテ説キ去ルモノヲ云フ例セハ古ノ成敗ヲ論スルニ其成ル所以ノモノハ云々ニ出ツ

頓挫

ルノ意ヲ顯ハシテ稱揚ヲ帶バシメ其敗ル所以ノモノハ云々ニ出ツルノ意ヲ説キテ抑制ヲ帶バシムルノ類ナリ

第二頓挫格　ハ前ヨリ屢々論シ來リシ所ノ意ヲ頓ニ挫キ去リテ一章句一段落ノ語氣ヲ振起スルモノナリ例セバ「彼レハ未タ此道理ヲ究メ知リ居ラサルモ尙ホ且ツ禮節ヲ重ンジテ之ヲ欲カズ」ノ類ナリ本卷ニ掲ケシ濫澤氏ノ演説ヲ參看セヨ

波瀾

第三波瀾格　ハ言々語々層峯疊巒ノ如ク説キ來レル處ヘ俄カニ驚濤怒浪ヲ翻ヘシテ以テ全篇ノ言論ヲ震動スルヲ主眼トス本卷ニ載セシバトリックヘンリーノ演説ヲ以テ其例ヲ知ルベシ

照應

開闔

擒縱

第四照應格 ハ言語ノ首尾前後毎ニ照ラシ應スル法ナリ乃チ本卷ニ採録シタル徳富先生ノ演説ヲ看考セヨ

第五開闔格 ハ甲所ニアリテ闔鎖シ乙所ニアリテ開通シ以テ辯論ノ姿ヲ取ルコトヲ云フ之ヲ制スル前後ニ定規ナシト雖ドモ彼此必ラズ相俟ツモノニシテ單行スルモノニアラザルナリ本卷ニ登錄シタル外山正一先生ノ演説ヲ參看シテ之ヲ知ルベシ

第六擒縱格 ハ一個ノ事件ヲ論ズル中ニ甲句ニ於テ擒キタルヲ乙句ニ於テ之ヲ縱シ或ハ縱シタルヲ又擒キテ以テ之ヲ制シ而シテ其間ニ事理ヲ明瞭ニ疏通スルノ法ナリ本卷ニ掲載セル北島道龍師ノ演説ヲ參看シテ之ヲ知ルベシ

轉換

警策

第七轉換格 ハ行文ノ間ニアリテ翻然語氣ヲ轉シ來リ更ニ説話ノ端緒ヲ次グモノヲ云フ

第八警策格 ハ全篇ノ氣焰ヲ快活ニシテ以テ機動ノアル所ヲ示スモノトス本卷ニ載セシ中村先生ノ演説ヲ通覽シテ以テ其要旨ヲ探究スルトアラハ分明ナラン

以上ハ唯タ普通ノ文法ニ摸シテ以テ演説討論ヲ學ハント欲スル人ノ爲メニ言語ニモ亦タ文ノアルトノ一班ヲ示シタルマデニ過ザルノミ然レモ今日吾人ノ言語ハ以上示ス處ノ八法實ニ言語ノ文トナリテ以テ意能ク他ニ達シ義能ク人ニ明ラカニ之ヲ知ラシムルハ吾人ノ二六時中ニ之ヲ知ル所ナリ若シ夫レ學者善ク之ヲ研究シテ以テ大成スルニ至ラハ亦タ以テ身ニ利益スル所多カラシム乎



○第五章 論理法

夫レ演説ヲ學ブ者ガ論理法ヲ會得セサル可ラザルハ猶ホ文章ヲ學フモノニ抑揚頓挫照應波瀾開闔擒縱等ノ法ヲ了知セスンバアル可ラザルガ如シ若シ文章ヲ學フ者ニソ是等ノ法ヲ了知セズンバ決シテ絶妙ナル能ハズ演説モ亦タ然リ其論理ノ法ヲ會得セズ意ニ隨テ平々談々説キ去ラバ人ヲシテ感動セシムル能ハザルベシ管ニ人ヲシテ感動セシムル能ハザルノミナラズ聽者ノ倦怠ヲ招クニ至ルヤ知ルベキノミ論理ノ法ニニアリ一ヲ演説法ト云ヒ一ヲ歸納法ト云フ演説法トハ短ヨリ長ニ及ボシ小ヨリ大ニ至ルノ法ニシテ歸納法トハ長ヨリ短ニ還リ大ヨリ小ニ入ルノ法ナリ縦ヘバ目ニ赤眼鏡ヲ掛ケ森羅万象ヲ見ル其見ル所ノ

演説法

者ハ盡ク皆ナ赤色ナラザルハナシ而モ其赤色ハ森羅万象ノ本色ナルカ將タ其掛ケタル所ノ眼鏡ノ赤色ナルニ因ルカハ推理力ニ據テ判斷シ而シテ其赤色ハ森羅万象ノ本色ニアラスシテ全ク其ノ掛ケタル所ノ眼鏡ノ赤色ナルニ因ルコトヲ認知スル之ヲ歸納法ト云フ演説法ハ之ト相反シ短ヨリ長ニ及ボシ小ヨリ大ニ至ルモノナレバ則チ歸納法ニ據テ亦タ反對ノ結果ヲ推知スルヲ得ヘシ之ヲ要スルニ演説ハ綱ヲ舉テ目ヲ張ルノ法ニシテ歸納ハ目ヲ張リテ綱ヲ舉ルノ法ナリ其論理法ニ於テ偏廢棄スベカラザルモノナルトハ亦タ知ルベキノミ余ハ今一二ノ例ヲ舉グ演説歸納ノ二法ヲ明示スベシ

凡そ政治と云ふものは吾人の生活を保護し諸般の作業

ノ例

を監督するものなり故に政治の善悪は吾人の自由幸福  
 の關係を有すること最も大あり然らば即ち吾人は是非  
 とも此政治の善悪即ち政體の種類を吟味し其惡なる者  
 を排け其善ある者を探て以て吾人の自由幸福を享有す  
 ることを期圖すべきに最も吾人の務めと謂はざる可ら  
 ざりして今試みよ其政體の種類を舉れば曰く武斷政治  
 曰く寡人政治曰く藩閥政治曰く專制政治曰く貴族政治  
 曰く立憲政治曰く共和政治曰く合衆政治曰く君民同治

歸納法  
ノ例

以上演繹法即ち網を  
 擧て其目を張る處  
 此の如く多くの種類に分ると雖も之れを要するに其本  
 原を君主獨裁と有司專制と代議政體と此三個の種類よ  
 り外に政體の種類をあげれば前に列擧したる九個の種類

推理

も畢竟するに此三個の種類より分れ出たるものに外を  
 らず以上歸納法即ち網を張る處  
 右は演説初學ノ人ノ爲メニ演繹歸納二法ノ例ヲ擧テ以テ  
 僅カニ其一班ヲ窺ヒ知ラシムルノ料ニ供シタルモノニ過  
 ギズ讀者幸ニ熟了セハ亦タ以テ得ル所アルベキノミ  
 (第一) 推理 論理法中演繹歸納ノ二者ハ推理法ヨリ別ル  
 モノナレバ演繹歸納ノ法ヲ説ケバ茲ニ推理法ヲ述ベザル  
 ベカラズ推理トハ何ゾ理ヲ推スノ道ヲ得ベク理ヲ正路ニ  
 推スノ道ヲ得レバ即ち百般ノ事物ヲ是非判斷スルヲ得ベ  
 ク亦タ収捨認決スルヲ得ベキナリ而シテ其理ヲ推ス之レ  
 ガ材料ナカル可ラズ縦ヘバ今茲ニ  
 畜生ハ靈智あし 犬ハ畜生あり 故に靈智なし

ト云フ段モ輕易簡單ノ議論アラン是レ犬ノ靈智ナキヲ提出シタルモノニシテ其靈智ナキヲ確認シタルハ其畢生ノ動作吾人ノ動作ト比較スルニ其ノ劣レルヲ霄壤モ亦タ管ナラザルモノアルヲ以テ愈々犬ニ靈智無キヲ推知シタルモノナレバ其議論淺薄ト雖モ亦タ多少推理法ニ則トリタル議論ト謂ハザルベカラズ倍又右ノ一論中六個ノ要詞アリテ一段中二個ノ要詞ヲ含有ス縱ヘハ犬ハ畜生なりト云ヘル第一段ノ議論中犬ト畜生トノ二語ハ其要詞ニシテハ及ありノ二語ハ其助詞ナリ要詞ヲ名辭ト云ヒ助辭ヲ接辭ト云ヒ其名辭ト接辭ト相繋リ相合シテ成ル一節ノ論ヲ命題ト云ヒ命題三個相連リ相接シテ成レル一篇ノ議論ヲ三段論法ト云フ名辭命題ノ二者ハ三段論法ノ材料ニシテ議

論ヲ爲スニハ先ヅ名辭命題ヲ熟知シテ三段論法ヲ學ブヲ要ス蓋シ推理法ハ議論ノ規模構造等ノミヲ究明スルモノニアラズシテ其之ヲ口端ニ發シテ言語ヲ爽快ニシ若クハ之ヲ筆頭ニ露ハシテ文章ヲ流暢ナラシムル所ノ元素則チ思想ニ關係スルモノナレバ之ヲ言語若クハ文章上ヨリ觀察シテ名辭命題三段論法ノ三要序アルト同ジク之ヲ思想ノ點ヨリ觀察スルハ亦タ三個ノ序次アリ第一チ直覺ト云ヒ第二チ判斷ト云ヒ第三チ推認ト云フ直覺トハ人ノ物ヲ盜ム者ヲ見テ其惡人ナルヲ知リ或ハ人ノ弱チ恤ム者ヲ視テ其慈善者ナルヲ知ルノ思想ヲ云フモノニテ即チ之ヲ言語ニ發シ若クハ之ヲ文章ニ現ハセバ彼ノ名辭ト爲ル判斷トハ直覺ニテ得タル事物ヲ比較シ其大小長短或ハ

是非善惡ヲ識別スルヲ云フ推認トハ直覺ニテ得タル事  
物ヲ判斷力ヲ以テ識別シ更ニ進ンデ他ノ考案ヲ得前ニ判  
斷シタル所ノモノト後ノ考案トナシ是非取捨スルヲ云フ  
要スルニ推理ノ法ハ二段ノ前提命題ニ據テ一段ノ後天命  
題即チ歸納ヲ得ルモノナリ

名辭

(第二) 名辭 凡ソ名辭ノ種類ヲ分別スルニ十有五アリ曰  
ク

特稱名辭	通稱名辭	集合名辭
實形名辭	虛形名辭	肯定名辭
否定名辭	絶對名辭	相對名辭
獨用名辭	副用名辭	含蓄名辭
不合諧名辭	反對名辭	折服名辭

右ノ如ク名辭ノ種類ハ多シト雖モ其辭義上ヨリ觀察スル  
ルハ内包外延ノ二類ニ過キズ而シテ外延トハ名辭ヲ適用  
スル其事物ニ付テ云ヒ内包トハ事物ノ其性質ニ付テ云フ  
トナリ縦ヘバ今茲ニ銀行ト云ニ之ハ即チ通稱名辭ニシ  
テ亦タ之ヲ外延ノ意義ニ解釋スレバ三井若クハ川崎又ハ  
其他ノ國立銀行等ノ名ニシテ亦タ之ヲ内包ノ意義ニ解釋  
スレバ社會ノ經濟ヲ計畫スルガ爲メノ要器ナリト知ルベ  
シ又芝居ト云ヘルヲ忠臣藏朝顔日記安達ヶ原等ノ名ナリ  
ト見レバ其意義外延ニシテ忠臣義士ノ狀態ヲ摸シテ志氣  
ヲ興奮セシメ節婦孝女ガ苦辛ノ有様ヲ寫シテ女操ヲ堅固  
ナラシムルモノナリト見レハ内包ナリ此ノ如ク外延内包  
ノ區別ヲ述べ來レバ茲ニ又其廣狹ノ別ヲ論ゼザルベカラ

ズ今夫レ各種ノ名辭ヲ取テ之ヲ比較スルハ則チ内包外延ノ意義ニ廣狹ノ別アルヲ見ル縦ヘハ動物ト云ヘハ則チ只タ人間ト云フヨリ外延ノ意義ハ狹キモ内包ノ意義ハ甚ダ廣シ又人間ト云ヘバ即チ只ダ動物ト云フヨリ外延ノ意義狹キモ内包ノ意義ハ寔ニ廣シトス要スルニ内包ノ意義廣張セバ外延ノ意義狹縮シ外延ノ意義廣張スレバ内包ノ意義狹縮スルモノナリ

(第三) 命題 命題トハ如何ナルモノカハ茲ニ暇々セザルモ讀者已ニ了得シタルナラン故ニ亦タ敢テ言ヲ贅セズ命題ニ三ツノ別アルヲ説ク一チ正格ト云ヒ二チ設若ト云ヒ三チ岐攝ト云フ吾人ハ畢生の目的を知りますまいか、人間ハ靈智靈能を有するで有りませんか、夫れでも靈智靈能

の無い畜生の如く畢生の目的を知りますまいかと云ふが如き、即ち設若命題ニシテ石川五右衛門の悪人、誠に然り然れども我子の慈しめり奉の始皇の暴君か然らずんば惡逆無道の人あらん乎ト云フガ如ク總テ説ク兩端ヲ持スルモノハ岐攝命題ナリ正格明題トハ設若体ノ如ク若シ或ハ可ンバ微リセバ等ノ不定ノ疑辭ナク且ツ岐攝体ノ如ク前者以テ後者ノ是ナルヲ微スベクンバ後者以テ前者ノ非ナルヲ証スルニ足ルベシ等ノ説ノ兩端ニ跨ルナキ命題ヲ云フナリ縦ヘバ

保護貿易ハ自由の原理に違ふものあり 專賣ハ多數の利益を壟斷するの弊は保護貿易あり 故ニ保護貿易は自由の原理に違ふものあり

ト云ガ如シ而シテ正格命題ニ四種ノ別アリ即チ特稱全稱肯定否定等ナリ特稱トハ動物中間ノミ指言スルガ如キチ云ヒ全稱トハ人間モ禽獸モ總括シ動物ト稱スルガ如キチ云フ肯定トハ二個ノ事物ヲ比較シ一ハ是ニ一ハ非ナリト斷定スルガ如キチ云ヒ否定トハ未ダ斷定スルヲ得ズメ姑ク一方ニ假決シ置クガ如キチ云フ今試ニ其例ヲ示サン

全稱肯定命題

全稱否定命題

特稱肯定命題

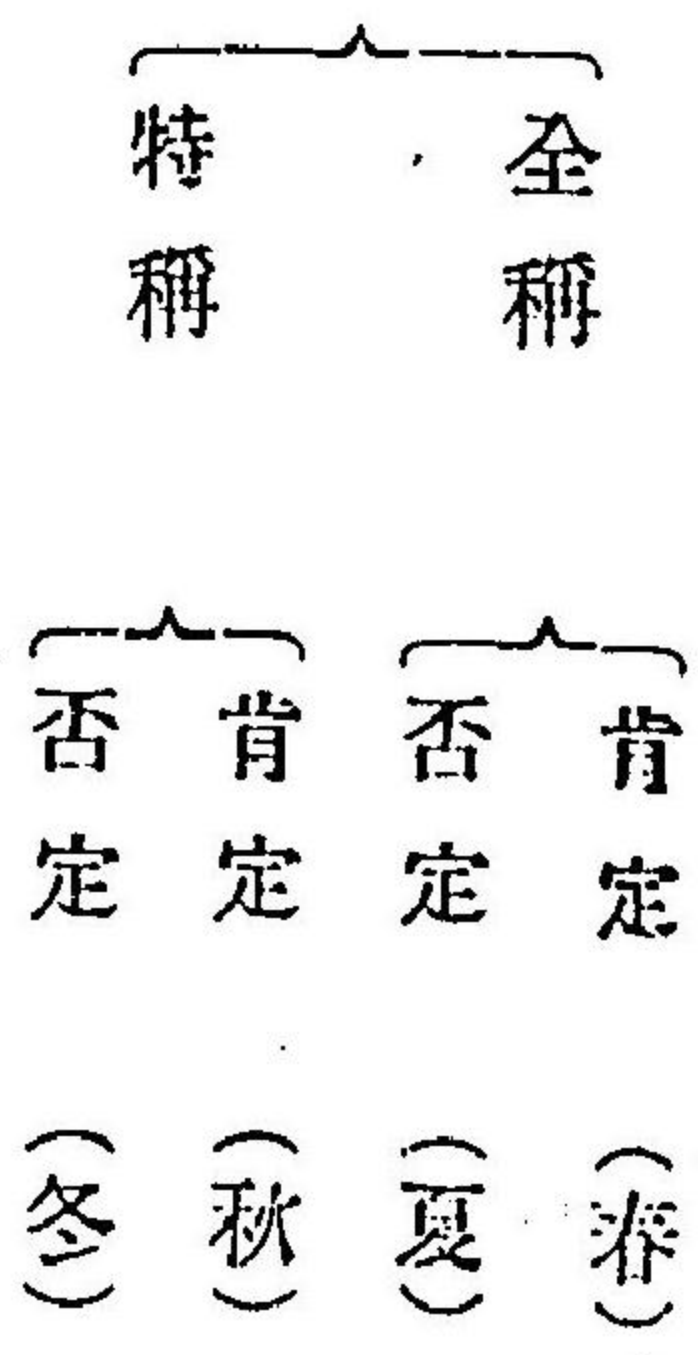
特稱否定命題

又命題轉換ト云フコトアリ即チ其要詞ト助辭トヲ轉換シ要助ノ二詞其所ヲ異ニセシムルノ法ナリ縦ヘハビ―サコラ

スノ所謂己れを支配する能はざる者は目して自由を得ざる人ト爲すべからず」の語を轉換して目して自由を得たる人ト爲す可らざる者は己れを支配する能はざる者ありトスルガ如シ抑モ此命題ノ轉換法ハ人々新奇ノ考案ヲ得ルノ元素ト爲ルモノナレバ初心ノ輩ハ之ヲ輕視スルコトナクシテ可ナリ而シテ轉換ニ法則アリ若シ之ヲ知ラズシテ猥リニ轉換セバ則チ議論ノ誤謬ヲ來タスヤ知ルベキノミ故ニ今茲ニ其法則ヲ示スベシ

論せんと欲する事物の性質に従つて發せざる可らざると云ヘル語ヲ轉換シテ性質ニ従つて發せざる可らざるの論せんと欲する事物にあり其半正半妄ナルハ余ガ敢テ嘸々セザルモ讀者既ニ了得シタルナラン故ニ余ハ進ンデ各

種ノ命題ヲ春夏秋冬ノ四部ニ開列シ以テ轉換ノ法則ヲ辨明セン



右ノ如ク開列セバ茲ニ又如何ナル命題ガ春部ニ屬スベキ  
 カチ知ラザルベカラズ其之ヲ知ル寔ニ容易ナリ春部ノ命  
 題ハ皆悉等ノ字アルニ據テ知ルヲ得ベク夏部ノ命題ハ不  
 非異等ノ字アルニ據テ知ルヲ得ベク秋部ノ命題ハ或中等  
 ノ字アルニ據テ知ルヲ得ベク冬部ノ命題ハ秋部ノ符合ニ  
 加ルニ夏部ノ符合ニ據テ知ルヲ得ベシ是レ蓋シ論理上一

定ノ法則ナリト雖モ或ハ此法則外ニ涉ル者ナキニ非ズ讀  
 者徒ラニ法則ニ泥マズ眞意ノアル所ヲ擇ベ右四部ニ開列  
 セシ命題ヲ轉換スル法則ヲ述ンニ縱ヘバ人身ノ疾病を醫  
 するは國手の任ありトノ語アラン是レ即チ春部ノ命題ニ  
 屬スル者ニテ今之ヲ轉換シテ國手此任ハ人身ノ疾病を醫  
 する者ありト云ハ、則チ秋部ニ屬スルモノナリ此ノ如キ  
 之ヲ間接轉換ト云フ又夫ノアリトトトルガ所謂プレート  
 ハ吾之を愛す然れども眞理を愛するは更にプレートに過  
 くトノ二命題アリ即チ前句ハ夏部ノ名題ニシテ後句ハ秋  
 部ノ名題ナリ之ヲ轉ジテ眞理を愛するハプレートに過ぐ  
 然れどネプレートは吾之を愛すト云ハ、則チ前ノ名題ト  
 大差ナキガ如シ此ノ如キ之ヲ直接轉換ト云フ凡ソ名題ヲ

轉換スルニ方リ最モ至難ナルハ冬部名題ナリ縦へバ或人ノ政治ハ吾人の冀望に副ハズト云ハンニ之ヲ轉換シテ「吾人の冀望に副はざるものは或人の政治のみにあらず」ト云ハン乎其誤謬ナルコトハ勿論ナリ果シテ然ラバ今之ヲ有限轉換法ニ由テ「吾人の冀望に副ハざるもの」或人の政治ある乎」又或人の未ダ政治上の經驗に乏しきが故に其政治ハ吾人の冀望に副ハざる乎」ト改メン乎然レハ熟ラ按ズルニ此二者ノ轉換モ亦タ論理ノ肯綮ニ中レルモノト謂フヲ得ズ之ヲ要スルニ冬部ノ名題ヲ轉換セント欲セバ則チ先ツ秋部ノ名題ト爲スベキナリ乃チ前ニ舉シ或人の政治は吾人の冀望に副ハズト云ヘル名題ヲ或人の政治は吾人の意嚮を察せず」ト改ムレバ則チ前ノ名題ト其意ハ同一ナル

其語格ハ大ニ異ナル所アリ故ニ之ヲ轉換シテ「吾人の意嚮を察せざるもの」或人の政治なり」ト云ハ、轉換ノ法則ニ適ヒ又論法ニモ違フ所アラザル可シ  
 (第四) 三段論法 三段論法トハ二個ノ前提ト一個ノ歸結トナテ組織スルモノ今之ヲ了解シ易カラシメンガ爲メ圖式ヲ掲ケテ示スト左ノ如シ

歸結	前			中	名	辭
	小	吾人	思想			
故に	ルソー	の	民約論	ハ	冬部	名題
の	の	の	の	の	の	の
不滅	大名辭	連	辭	不滅	中名辭	連
あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
歸結	小	大	小	大	小	大
斷案	小	大	小	大	小	大



夫レ此ノ如ク三段論法ハ二個ノ前提ト一個ノ歸結トヲ以テ組織シ之ヲ實際言論場裡ニ應用スルモノニシテ苟クモ此法則ニ依ルト否トハ又實ニ言論ノ精粗纏紉及其勝敗ニ至ルマテ是レニ因テ其岐ヲ分ツ所ノモノトス今試ミニ論法ニ基キテ言語ヲ人ト交フレハ大ニ贅語ヲ省キ談話ノ主意ヲ他ニ了解セシムルヲ得ルニ易キモ若シ他ト言語ヲ交フル片論法ニ基カズンバ冗語ノミ多クノ毫モ亦タ談話ノ要領ヲ人ニ會得セシム可キト大ニ難キモノアルヤ必セリ昔シハ孔夫子カ二三ノ門弟ヲ會シテ各自其抱懷ヲ吐カシメ以テ政治思想ノ發達如何ヲ試ミラレタルトアリ其時ノ談柄ヲ提ケ來リテ三段論法ニ摸型シテ以テ之ヲ讀者ニ示サンニ先ヅ子路ハ

(第一) 「大前提」 千乘之國攝乎大國之間加之<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>師旅因<sub>レ</sub>之以<sub>レ</sub>饑饉

(第二) 「小前提」 由也爲之比及<sub>レ</sub>三年

(第三) 「歸結」 可使<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>勇且知<sub>レ</sub>方

ト云ヘリ次ニ求ハ

(第一) 「大前提」 方六七十如五六

(第二) 「小前提」 求也爲之比及<sub>レ</sub>三年

(第三) 「歸結」 可使<sub>レ</sub>足<sub>レ</sub>民

ト云ヘリ然ルニ點ハ

(第一) 「大前提」 浴乎沂風乎舞雩

(第二) 「小前提」 詠而

(第三) 「歸結」 歸

ト答ヘシニ孔夫子ハ柏案擊掌シテ吾與點也トマテニ贊稱セラレシトアリ今其孔夫子ノ點ノ答案ヲ何故ニ斯マテ贊賞セラレタルカト考フルニ點ノ言能ク數理ヲ撮ヘ合シテ全理ヲ一申シ又一理ヲ究メ盡シテ數理ヲ闡明シタルヲ以テ此ノ如ク贊稱セラレタルニハアラサル乎夫レ然リ而シテ子路ノ言求ノ語ニ及バサル所以ノモノハ實ニ其言語ノ冗長ニシテ且ツ錯雜ニ涉リ其要領ノアル所ヲ孔夫子ニ曉通セシムルヲ得ルニ苦シマシメシニ由ラサランヤ其レ唯タ然リ亦タ以テ論法ニ言語ヲ爲スニ其必要ナルヲ得テ知ルベキノミ之ヲ要スルニ論理ノ法則ハ唯タ推理的ト比較的トヲ以テ其事物ニ對シ斷案ヲ下タスニアリト云フ可キナリ縱ヘハ今茲ニ「勢力ハ不滅あり」ト云フ一個ノ問題

アリト假定セヨ此問題ヲ辨論スルニハ先ヅ「物質ハ不滅ありや否や」ト云フヲ吟味スルニアラスンバ則チ決シテ之ヲ辨論スルヲ能ハサル可シ何トナレバ勢力ハ物質ノ作用ニシテ萬有ノ現象ナリ物質ナキ時ハ勢力モ亦タ無カル可シ勢力無キ時ハ安ゾ物質有ル可キモノナランヤ夫レ此ノ如ク物質ト勢力トノ關係ヲ吟味シ來ルル片ハ自ラ左ノ眞理ヲ發見スルニ至ル可シ

- 第一 運動變シテ地位トナリ地位變シテ運動トナル
- 第二 運動變シテ熱トナリ熱變シテ運動トナル
- 第三 電氣熱ト變シ熱電氣ト變ス
- 第四 電氣變シテ運動トナリ運動變シテ電氣トナル
- 第五 親化電氣ニ變シ電氣親化ニ變ス

是レ皆ナ初メハ比較的ト推理的トニ由テ此ノ如キ真理ヲ  
發見スルニ至レルモノニシテ凡ソ政治、法律、經濟、文學、農、工、  
商業等、社會諸般ノ事物ハ悉ク皆ナ此勢力不滅ノ理法ニ據  
テ以テ之ヲ解釋分晰スルヲ得ヘキモノトス世ノ論法ヲ講  
究シテ以テ雄辨法ニ熟達セシト欲スル者ハ實ニ之ヲ知ラ  
ズンバアル可ラズ

○第六章 修辭法

修辭法トハ吾人ノ言語ヲ修理シ且ツ之ヲ華美ニスルヲ  
云フナリ凡ソ演說討論ヲ學ビ又ハ雄辨法ニ熟達セント欲  
スルニハ必ズヤ修辭法ヲ講習セサル可ラズ然ルニ若シ演  
說討論ヲ學ブ處ノ人ニシテ修辭法ヲ講習セズシテ傲顔ニモ  
演說討論ニ從事スルアリトセンカ假令ヒ懸河ノ辨ヲ奮ヒ

翻瀾ノ言ヲ吐クモ聽衆ヲシテ感動セシムルヲ得ルヲハ抑  
モ亦タ難シト謂ハサル可ラス何ソ之ヲ眞誠ノ雄辨家ナリ  
ト謂フヲ得ンヤ果シテ然ラバ修辭法ノ講習ノ決シテ忽  
カセニス可ラサルハ又以テ明瞭ナルニアラズヤ夫レ然リ  
而シテ修辭ノ躰ハ數種アリト雖モ今ブレール氏ノ分晰シ  
タル處ニ依レハ左ノ八躰ニ過キズトス

- 第一 壯快
- 第二 華美
- 第三 流麗
- 第四 新奇
- 第五 摸倣
- 第六 嚴正
- 第七 譏笑
- 第八 滑稽

今氏ノ修辭ヲ分晰シテ八種ト爲シタルモノニ就テ著者ノ  
見解ヲ下タシ以テ讀者ノ了解セラル、便ナラシメンニ先  
ツ

- 第一 壯快ナル修辭躰トハ一箇ノ銳刀ヲ以テ紛々纏亂

シタル處ノ繩絲ヲ斫ルガ如キモノヲ云フ例セハ  
諸君よ諸君の我國今日の有様を如何に御覽うじらる  
ゝや外には帝國の國權を伸張する事が出來ず内には  
人民悉々皆を困弊に陥りて活路に窮し滔々たる國內  
殆んど民に菜色あしと申すも亦た決して過言でい無  
い之に加ふるに大義明分の光りは煙滅して仕舞て青  
天白日も亦た爲めに暗き思ひあるやうで是故に此の  
如き現在の事實を視る毎に私の悲憤の意胸に迫りて  
此鐵腸を爲め裂さく斗りの心地せられませ否な是  
れは私斗りでは御座ぬませまい諸君を亦た蓋し私と  
同感で被爲在ませう嗚呼我國此今日の有様は又何と  
危急存亡の秋でい有りませませまいか實に我國今日の有

様を視まして苟くも忠君愛國の大義を知る所の者は  
拱手傍觀して居る事は出來ませまい  
ト云フノ類ナリ

第二 華美ナル修辭體トハ言語ヲ「はるやか」ニ飾リテ使  
用スルヲ云フ今之ヲ例シテ云ハ  
すべて見めかたち勝れてよき人は必らず禍むも多  
いものです功名の家と鬼神これを憎み林も秀づる喬木  
の風必らずこれを碎き土くれ岸に出れば水之を崩す  
の類は吾人の往々にして實際に之を見聞する所で御  
座ります既に夫の外國の或る政治家の申しませ言  
葉に顯要ある政治家の身體は魔鬼常に之を睨みとあ  
りませすが苟くも政治家たる徳義をたもたんと欲する

人は其紳ふ書きて置く可き名言で御座ります  
又

何事も趣きを解すると否とに因て其妙味は有るもので  
でも譬へは杜鵑の聲は面白しと申すものでは御座り  
ませんが只だ其啼く折の夜更け又雨を先やかある  
早月の空には此かある一聲を聞きます時は中々他の  
鳥の聲とは較べるとには成りません左ればこそ杜鵑  
の一聲を聞かんまとい鶯の初音よりも人々の待詫る  
所で御座ります併し乍ら私に杜鵑の聲に就て妙味の  
境を諸君よお聞かせ申しましされば定先て諸君も亦  
た之を了解せられましたらうと信じます果して諸君  
の之を了解したまひしあらば杜鵑の一聲妙に即ち妙

でそが又夫の東天の頃に鶏の羽ばたきしつゝ一聲高  
く「國會コー」と鳴き渡り尋ひて、壓制、情實、不正、偏頗、賄賂  
依怙等の黑白を分ぬらば玉の闇き夜は既に明け去り  
て公明正大の光り輝く世に際會することを欲しられ  
ざる乎

ト云フが如シ

第三 流麗ナル修辭體トハ前ノ華美體ニ十分爽カニす  
らくシタ語氣ヲ籠メテ以テ言語ヲ使用スルヲ言  
フナリ縦ヘバ

夫れ一人の心は千万人の心で御座ります素、紛、奢を愛  
すれば人も亦た其家を思ふ如何ぞ之を取ると鑑録を  
盡し之を用ゆること泥沙の如くなる棟を負ふの柱を

南畝の農夫よりも多く梁に架するの椽は機工の工女  
 をり多々釘頭の鱗々たるの庾に在るの粟粒よりも多く  
 瓦縫の參差たるの周身の帛縷よりも多く直欄横檻は九  
 土の城郭よりも多く管絃の嘔嘔たるの市人の言語より  
 も多からしむ天下の人残して敢て言はずして敢て怒  
 らしむ獨夫の心は日に益々驕固あり成卒叫んで函谷  
 舉く楚人の一炬憐む可し焦土なりとす嗚呼六國を滅  
 せもの六國なり秦にあらざるあり秦を族せるもの  
 の秦あり天下にあらざるあり  
 ト云フノ類ニシテ尤モ是レハ杜牧之ノ文ヲ反譯シタ  
 ルモノ也

第四 新奇ナル修辭體トハ擇法眼ヲ開キ新タニ機軸ヲ

出タシタル修辭ヲ使用スルヲ云フナリ抑モ何事ニ  
 限ラズ新タニ機軸ヲ出タスト云フコトハ頗ル困難ノ  
 至リニシテ容易ノトニハアラサレモ潛心細考スル片  
 ハ又此新奇ナル修辭ヲ自由ニ使用シ得ルニ至ルベキ  
 ノミ故ニ別ニ其例ヲ示サ、ル可シ

摸倣ナル修辭法

第五 摸倣ナル修辭體トハ茲ニ一箇ノ事物ニ就テ之ヲ

説カント欲スルニ方リ若シクハ既ニ説キ了リタル跡  
 へ他ノ言語ヲ援引シ來リテ以テ其説ノ事理ヲ振起活  
 動セシムルコトヲ云フナリ今其例ヲ舉テ之ヲ示サン  
 二

古人を燕雀何ぞ鴻鵬此志を知らんやと云ひまじらば  
 實に其通りです私は固より不肖でそこから敢て嗚呼が

ましくも古人を氣取るで御座りませんが併し私  
此胸間に勃々として溢るる斗りに蘊蓄して居る忠君  
愛國の赤き衷情の有ることの中々彼れ輩の如き社の  
鼠、城に狐と一般なる者共には知れまをまい  
ト云フが如シ

嚴正ナル  
修辭  
法

## 第六

嚴正ナル修辭體トハ正々堂々舌鋒ヲ銳意他ニ對  
ケテ毫モ亦タ他ヲ顧ミズ辨難スルヲ云フ今其例ヲ  
世界雄辨家ノ堯楚トモ稱ス可キ演說ニ採テ之ヲ示サ  
バ

我親愛する同胞兄弟は皆能く知れるが如之夫のビ  
イリップ王は不當千萬にも盟約を違ひ我れに對  
して開戦の事を發表せり事既ふ茲に至る今日の倫安

小康を可き日にあらざるなり宜しく我れにも亦た  
戎器を執て以て彼れと砲烟劍華の裡に相見るの決心  
を爲す可きのみ彼れビイリップの處置に寔に不當千  
万あり否を我れに於る彼れに實に俱不戴  
天、我雅典國の讎敵あり彼れは既に讐敵なる限りは我  
れに如何ぞ彼れを征伐するに猶豫す可んや起きよ  
我親愛する同胞兄弟彼れビイリップは如何に威力を  
以て邪智を以て我れに自由を奪却し我雅典國の  
民主政體を蹂躪破壊して以て自己に妄慾を逞かせん  
と欲するも邪に正に勝つこと能はざるものあり我れ  
に此雅典國我愛し自由を重んずるの至誠を以て  
戎器を執る以上の我れに彼をの爲めに一敗地に塗

らせらるゝに至ること万々之あかる可し起きよ我親  
愛する處の同胞兄弟

ト云フカ如シ

法 譏笑ナル修辭

第七 譏笑ナル修辭躰トは他を譏り笑ふ事ヲ云フ縦へ  
バ

彼をの事理に通曉せざるも亦た甚だし今夫れ此の如  
き事柄ハ三才の童子も尙ほ能く之を識別するを得べ  
し然るに彼れは有爲の春秋に富めるにも拘はらせ是  
れしきの事柄を了解し得ざるとは其愚鈍なる何と氣  
の毒千萬で御座るまいか  
ト云ふの類あり

滑稽ナ

第八 滑稽ナル修辭躰トハ滑稽ノ言語ヲ野鄙に流レズ

法 修辭

高尙に失セズ其中庸を取て自由ニ使用スル修辭法ヲ  
云フ今其例ハ茲ニ之ヲ示サ、ルモ又從來坊間ニ行布  
スル所ノ風來六部集、四方のあか、都莊子、田舎莊子、飲食  
狂歌合若し之は近時の新刊ニ係ル滑稽書ヲ繕讀シ其  
中ノ佳ナルモノヲ執テ之ヲ語格ノ工合ト音聲ノ調子  
ト言語ノ章句トヲ考察シテ以テ之ヲ程能ク使用シ其  
現効ヲ見ルヲ肝要トス

以上修辭ノ躰ヲ八種ニ區別シテ以テ其梗概ヲ示シタリ詔  
者能ク著者ノ示セシ所ニ由テ熱心工夫スルコアラバ則チ  
修辭法ヲ究盡スルニ容易ナル可キナリ

○第七章 辯論ノ結構法

凡ソ演説ニマレ討論ニマレ之ヲ實地ニ爲サント欲スルニ



方リテ初メ其順序ヲ按シ其次第ヲ考ヘ一篇ノ結構ヲ成スハ是レ寔ニ緊要ノ事ナリトス何トナレハ苟クモ言論場裡ニ馳騁シテ自己ノ思想意見ヲ陳述シ以テ他人ヲシテ感動セシメント欲セハ則チ其陳述スル所ノ順序能ク整ヒ次第能ク調ヒタル言論コソ能ク其目的ヲ達シ得ヘキモ之ニ反シテ順序錯雜次第紛亂スル辯論ハ如何ニ口ヲ酸クシ舌ヲ爛ラスニ至ルマデ曉説スルモ亦タ決シテ他人ヲシテ感動セシムルヲ能ハサルナリ故ニ辭ヲ修メテ誠ヲ達スルヲハ古人既ニ之ヲ數千年前ニ言ヘリ苟クモ雄辨家タラント欲スル者ハ修辭法ヲ講習スルノ必須ナルト同時ニ又言論ノ結構法ヲモ研究スルヲ緊要ナリトス然リ而シテ言論ヲ結構スルニ方リ最モ知リ居ラサル可ラザルモノハ乃チ他ニ

標準ヲ採テ以テ言論ノ結構ヲ爲スチ必要ナリトス之ヲ再言スレバ則チ其時ト所ト人トノ模倣如何ヲ標準トシテ以テ其演説ニマレ討論ニマレ大体其章句段落ノ長短、言語ノ緩急、音聲ノ高低態度ノ運用等ヲ取捨折衷シ次ニ順序次第ヲ調整シテ始メテ茲ニ結構、成ルニ至ルモノニテ如何ナル言論ト雖ト之ヲ要スルニ發端、分解、本論、援引、喚起、結束等ノ六箇ヲ以テ組織スルモノトス而シテ此六箇ヲ細密ニ分釋スルハ左ノ如シ

## 發端

第一 發端ハ一篇ノ言論ノ端緒ナレバ又聽衆ヲシテ其言論ノ要領ヲ會得セシムルヲ以テ目的トスルニアラズ單ニ之ヲ云ヘバ此發端ハ其言論ノ全體ニ二箇處以上ノ照應スル處アレバ之ヲ以テ足レリトス可シ然ル

ニ若シ發端ニシテ此事ヲ缺カバ發端ヲ言論ノ冒頭ニ置クノ利益アラサル可シ初學者其レ之ヲ思ハサル可ラス著者ハ今發端ヲ數項ニ開列シテ以テ其心得ヲ示サン

(一) 發端ハ自然ナルヲ以テ主眼トス何トナレバ發端ハ本論ニ該當スルヲ自然ニ出テサレバ説キ來リ論ジ去リテ以テ其結束ノ處ニ至ルモ其照應セシムル所ニ於テ照應セシムルヲ甚ダ難ケレバナリ是レ發端ハ自然ナルヲ要スル所以ナリ

(二) 發端ノ言語ハ平易ナルヲ以テ緊要トス發端ノ言語ハ努メテ平易ニセサル片ハ爲メニ本論ノ要領ヲモ聽衆ヲシテ了解セシムルヲ得ルニ難キモノ也

分解

(三) 發端ハ簡單ナルヲ以テ專一トス發端ノ發端タルヲ効タスニ至ルハ冗長ニ涉ラスシテ簡單ニ説キ了ルニアリ否ラサレハ聽衆ヲシテ發端ノ冗長ナルヲ倦厭セシメ延ヒテ本論ヲ聞クヲ欲セサルニ至ラシム可キモノナリ

第二 分解ハ其言論全體ノ順序次第ヲ豫メ聽衆ニ了解スルヲ得セシムルモノナルカ故ニ論旨ノ繁雜ニ涉ルヲアルモ此分解ノ法則ヲ應用スル片ハ毫モ亦タ前後撞着スル等ノ恐レナキモノナリ然リ而シテ分解ノ要目ハ數多アリト雖也之ヲ要スルニ左ノ三目ニ過キサルモノトス

(一) 言論ノ項目及段落ヲ數多ニ分解スル片ハ既ニ甲ノ

項目及段落ニ陳述シタル主意ヲ復タ乙ノ項目及段落ニ於テ辨陳スルヲナキヲ要ス乃チ「分解セント欲スル事物ハ他ノ事物ト混同ス可ラス」ト云ヘル論理學士ノ格言ヲ忘ル可ラズ

(二) 既ニ事物ノ一部ヲ分解セシトハ其全部ヲモ聽衆ヲシテ推測セシムルヲ得易カラシムルカ如ク説キ去ルヲ主眼トス

(三) 順序次第ハ悉ク皆ナ自然ニ出ツルヲ要スルハ分解ノ法則ニ於テ最モ緊要トスル所ナリ即チ平易ヨリ高尚ナルモノニ移リ又齷ヨリ細ニ入り簡ヨリ繁ニ及ホスノ法則ナルヲ忘ル可ラス

本論

第三 本論ハ自身ノ意見持論ヲ提出シテ以テ大道ヲ淹

貫シ眞理ヲ開闡スルモノナレハ言論中ノ最モ緊要ノ處ナリトス故ニ聽衆ヲシテ感動セシムルモ又倦厭セシムルモ只タ本論ノ陳述如何ニアリト謂フモ亦タ敢テ誣言ニアラサルナリ之ヲ要スルニ前ノ分解ニ於テ略ボ本論ノ要点ヲ説キ置キタルモノトスレバ本論ニ入ルニ及ビテハ最モ明瞭ニ其骨子トスル所ヲ闡明ニス可シ是レ最モ言論上ニ就テハ深ク注意ス可キ事ナリ

(一) 本論ハ其項目及段落毎ニ最モ境界ヲ明瞭ニシテ陳述ノ理由ヲ明示スルヲ主眼トス

(二) 本論ニ於テ若シ理由數個アルハ其中ヨリ最モ聽衆ノ感ヲ惹クニ足ルベキモノヲ其前後ニ選擇シ而シ

テ餘リ聽衆ヲ感徹セシムルニ足ラサルモノハ其中間ニ挾ミテ以テ陳述ス可シ是レ言論ノ最上秘訣トスル所ナリ

(三) 本論ヲ陳述スルニ心得置ク可キ條件ヲ數種ニ區別スレバ左ノ如シ

- (1) 二個以上ノ事情中ニハ其類似アルヲ觀察ス可シ
- (2) 類似ヲ同一視スルヲ以テ破格ナリトハ云フヲ得ズ
- (3) 數個ノ結果アルニ其原因ハ一個ヨリ之ナシト言フテ以テ其原因ヲ虛妄ナリトスルヲ得ズ
- (4) 二個ノ事件ヲ比較スルニ一方ニテハ一定ノ結果

援引

アルニ他ノ一方ニハ之アル無シ然レモ其一定ノ結果ヲ除スルノ外ニ事情概子相同シキハ其結果コソ原因ノ後効ニアラサレバ結果ノ前徴ナリト知ル可シ

(5) 若シ一定ノ結果ヲ爲ス數件中ニ唯タ一定ノ原因アルモ他ノ數件中ニ同一ノ原因ナシ斯ル場合ニ於テハ其原因コソ結果ノ前徴ナリト知ル可シ乃チ數果相集リテ一果ヲ生シ或ハ數果相集リテ一因ニ歸スルノ理法ヲ忘ル可ラス

(6) 性質ト道理トヲ混同シテ説ク可ラズ

第四 援引ハ本論ニ相應スル譬喩若シクハ格言等ヲ引用シテ以テ本論ノ勢力ヲ熾カンニシ又ハ其論旨ヲ明

喚起

晰スルニ就テ必要ナルモノナレバ譬喩格言等ハ成ル可ク本論ニ適切ナルモノヲ選擇シ來リテ引用スルヲ緊要トス

- 第五 喚起ハ本論ト援引トノ二段ノ要領ヲ比較シ若シクハ總合シテ以テ聽衆ノ記憶ト注意トヲシテ喚起セシムルヲ眼目トスルモノナレバ言論中聽衆ノ感ヲ惹クモ亦タ此處ニアリト謂ハザルヲ得ズ故ニ喚起ニ於テ最モ注意ス可キ條件ハ
- (一) 喚起ニ於テハ先ヅ自分ノ心ヲ知リテ他人ノ心ニ及ボスベキヲ
  - (二) 先ヅ自分ヨリ感動シテ次ニ他人ヲ感動セシム可キヲ

結束

(三) 感情ニ適切ナル言語態度ヲ使用ス可キヲ

第六 結束ハ言論ノ全體ヲ一束ニ收結スルヲ以テ本旨トスレバ唯ダ本論ノ要點ト又喚起ノ處ニ於テ言ヘタルトトナ簡單ニ之ヲ陳述シ尤モ其語勢ハ活潑ニシテ且ツ最モ強キ感動ヲ聽衆ニ與フルヲ努ム可キナリ

以上辨論結構ノ法則ヲ示シ了ハレリ夫レ此ノ如ク發端分解本論援引喚起結束等其順序次第ヲ調整シテ以テ言論場裡ニ馳聘スル片ハ縱横無盡ニ説キ來リ説キ去ルヲ得テ毫モ亦タ言語ノ囁嚅タル患ヘ無カル可シ是レ雄辯家タラント欲スル者ハ辯論ノ結構法ヲ了知シ居ラズンバアル可ラサル所以ナリ

第八章 章句段落法

辯論ヲ結構スル法則ハ前章ニ於テ既ニ之ヲ明示セリ然リ而シテ辯論ヲ結構スルニ最モ選擇拔截ニ注意ス可キモノハ其言論ノ章句段落ヲ裁定スルニ是レナリ何トナレバ言論ニ章句段落ヲ裁定セズンバ猶ホ漢文ヲ作ル時ニ字法、句法、章法、篇法ヲ選擇セズシテ作りタル文章ヲ視ルガ如ク支離滅裂前後矛盾毫モ亦タ其主意ノアル所ヲ領了スルニ能ハサル可シ以テ言論ヲ結構スルニ其章句段落ヲ裁定セズンバアル可ラサルノ理ヲ知ルニ足ラン乎今夫レ著者ノ案スル所ニ依レバ演說ニマレ討論ニマレ其章句段落ニ數種ノ別アルヲ見出セリ乃チ句体ノ種類ヲ分テバ則チ單句複句總句ノ三類トナル而シテ次ニ段落ノ種類ヲ分テバ則チ大段落ト小段落トノ二種ニ別ルモノトス今之ヲ解釋シテ

## 複句

以テ其區分ノ無カル可ラサル所以ヲ示ス可シ

- 第一 單句ハ語氣ノ單純ナルモノヲ云フ例ヲ舉テ之ヲ示サバ「剛毅朴訥仁に近し」ノ類又ハ「古枯れの木の葉と共にちる者はあかき心のものゝふとしれ」ノ類ナリ
- 第二 複句ハ其語氣ノ重複ナル所アリ又ハ一句ニシテ數多ノ意味ヲ包含スルモノヲ綜稱シテ複句ト云フナリ  
 縱へハ「世を擧て皆な濁れり我れ獨り清めり衆人皆を酔へり我れ獨り醒めさり是れを以て放たる」ノ類又ハ「久方の雲井にをめる月にをらみつる夜もありかくる夜もあり」ノ類ナリ
- 第三 總句ハ一瞥スルホハ複句ト大同小異ナルカ如キモ其實ハ大ニ總句ト複句トハ相違フモノナリトス之ヲ

要スルニ總句トハ幾多ノ小句ヲ聯合シ且ツ其意味モ多岐ニ渉ルニ拘ハラス之ヲ綜束スル一宜シキヲ得タルモノナク云フ乃チ「弱き者ハ之を養ふて以て剛に至り虚しき者は之を養ふて以て充に至り三十にして而して後ち仕へ五十にして而して後ち辭す久屈の中ハ信して至足れ後ちお用お既溢の餘りに流れて滿を持するの末ハ發を此れ古人の大に今人に過きゑる所以にして今の君子の及はざる所以あり」ノ類ナリ

以上三種ノ句体中ヨリ其何レノ句体ヲ以テスルニ論ナク此句ハ本來一言一語層々相疊ナリタル上ニ成ルモノニテ又此句ヲ積ミ重子テ意ノ絶ル所ヲ章ト云フナリ此章ト云フモノハ一句二句ニテ章ヲ爲スアリ或ハ五句六句相疊ナ

リテ章ヲ爲スアリ其法ハ甚ダ多シ之ヲ要スルニ章法トハ順ニ云ヒ下タシ或ハ逆ニ云ヒ下タシテ以テ意ノ絶ル所ト知ル可キナリ譬へバ知之者。不如好之者。好之者。不如樂之者。ノ類又ハ舜蓋得之堯也。禹蓋得之舜也ノ類ナリ將タ又其ノ事ヲ反覆シテ曲折スルモノアリ乃チ云誰之思。西方美人。彼美人兮。西方人兮。ノ類トス此章ヲ疊積シテ縱横經緯シテ以テ其意ノ盡キル所ノ段落ト云フ而シテ此段落ノ數多綜該シタルモノナ一篇ノ言論ト云フモノナルガ故ニ段落ノ所ニ於テハ頻リニ抑揚頓挫開闔轉換ノ言語ヲ使用シテ以テ其言論ノ要領ヲ振起スル等ハ最モ雄辨家ノ心得置ク可キ所ナリトス著者熟テ按スルニ我國今日ノ言論文章ハ概子漢文ノ法則ニ因ル所以ノモノハ其常用ノ文字大半漢字ヲ用

フルノ故ナル可シ然リ而シテ著者ノ考査スル所ニ依レバ漢文ノ法則中ヨリ演說討論ニ從事スル者ノ資テ以テ益アル可キモノハ立柱分應ノ法格是レナリ所謂主柱分應ノ法格トハ一篇ノ中ニ幾多ノ要点アリテ之ヲ混亂セシメサル爲メニ用フルモノニシテ誠ニ學ビ易キモノナリ其法タル先ヅ一篇ノ起頭ニ於テ論点ヲ分チ論點三個アレバ三個五個アレバ五個ト定メ其論點ノ題目ヲ提起シ一點題目ヲ一柱ト爲シ下文即チ此柱ヲ目的トシテ以テ順次ニ論ジ去リ一論点毎ニ照應セシメ既ニ論ジ了ハリテ之ヲ収束スルノ一段ヲ置キ以テ結尾トスルニ在リ故ニ言論モ此格ヲ用フレハ如何ニ事理ノ繁雜ナルモノニ遭フモ條理疏通シテ絲毫ヲ分ツヘク順序次第齊整ニシテ主意モ亦タ洞達シ易キ

モノトス既ニ古人ノ長篇大作ニ於ル多クハ皆ナ此法ヲ用フルモノアルヲ觀ルナリ著者ノ此格ヲ以テ現今ニ必要トスル所以ノモノハ他無シ即チ今時ノ言論ニ從事スル人が政治法律ノ良否ヲ論斷シ或ハ民刑訟獄ノ曲直ヲ判別シ或ハ罪ノ有無輕重ヲ斷定シ或ハ宗教ノ正邪ヲ論判シ或ハ學理ノ應用ヲ講述スルニ至ルマデ皆ナ此格ヲ用フルニ宜シケレハナリ且ツ殊ニ事理錯雜シテ之ヲ判斷スルトノ容易ナラサル言論ト雖モ此格ヲ用キテ題目申分チテ數項ト爲シテ以テ其言論ヲ結構スルハ條理明晰論旨精確ナルハ勿論夫ノ言ハント欲シテ舌硬リ論セント欲シテ口澁ルノ醜態等ハ毫モ亦タ之レ無カル可キナリ是レ著者ガ此立柱分應ノ法格ハ演說討論ニ從事スル人ノ言論ヲ結構スルニ



方リ之ヲ資テ以テ大ニ益アリト云フ所以ナリ

八十二

### ○第九章 辯論五種ノ体裁

凡ソ演說討論ニ五種ノ体裁アリ其五種トハ第一議政体第二審判体第三講議体第四頌讚体第五會議体第六雜体是レナリ抑モ演說討論ニ此ノ如ク五種ノ体裁アルハ猶ホ漢文ノ文体ニ放膽、小心ノ二文体アルガ如ク然リ而シ演說討論ニシテ其体裁ヲ定メスシテ其結構ヲ爲サント欲スルモ既ニ体裁ニシテ定マラサルトキハ其章句段落モ亦隨ツテ之ヲ結構スルコトヲ得サルノ理ナリ加之ノミナラズ既ニ章句段落スラ定マラサルトキハ其語勢音調態度等ニ至ルマデ安ンヅ之ヲ定ム可ンヤ是レ演說討論ニ其体裁ヲ定メテ全篇ノ結構ヲ爲スノ必要ナル所以ナリ然ラバ則チ今其体

### 議政体

裁ノ種類ヲ分チテ以テ之ヲ知ラシム可シ

### 審判体

第一議政体 此体ハ政治法律ノ良否ヲ辯論シテ以テ聽衆ノ道義感情ニ訴フルヲ主眼トスレバ或ハ審判体ニ涉リ或ハ會議体ニ據ルコトモアリテ一定ノ法ヲ定ムルコト能ハサレトモ此体ノ演說討論ハ多ク硬直嚴格ノ言語ヲ要スルト又快活爽快ナル態度ヲ要スルトヲ以テ之ヲ考フルトキハ實ニ此体ノ特殊ノモノナルコトヲ知ル可キナリ其適例ヲ尙ホ知ラント欲セバ則チ本卷ニ掲載スル所ノ演說集ニ就テ之ヲ了得ス可キナリ

第二審判体 此体ハ代言人辯護人等ノ法庭ニ於テ他ノ邪曲ナル所ヲ攻撃シテ以テ自己ノ意見ヲ主張スル場合或ハ裁判官ノ原被ノ紛諍ヲ糾問審明シ檢察官ノ犯罪人

ヲ論告スル場合等ハ勿論總シテ自己ノ意見ニ違フ所ノ  
 反對論者ヲ排撃辯難スル場合ニ之ヲ使用スルモノトス  
 故ニ此体ニ於テハ誠實嚴正ヲ主眼トシテ他ノ邪曲ナル  
 所ヲ攻撃スルトキハ不屈不撓ノ精神アルコトヲ示ス可  
 ク又自己ノ意見ヲ主張スルトキハ自ラ信スルノ厚キ所  
 ヲ示スコトヲ要ス其例ヲ知ラント欲セバ宜シク本卷ニ  
 登録シタル大井憲太郎氏ノ國事犯被告事件ノ辨論ニ就  
 テ之ヲ會得ス可キナリ

第三講議体 此体ハ多ク法律經濟文學農工商業等ノ道  
 理作用ヲ講述シ或ハ古事歴史ノ義理ヲ詳説シテ以テ其  
 眞理ヲ顯揚スルモノナルガ故ニ藹然澀和ノ風采ヲ失ハ  
 ズ努メテ懇切周到謹直穩當ナランコトヲ要ス尙ホ其例

講議体

頌讚体

ノ如キハ本卷ニ掲載セル中村正直先生等ノ演説ヲ見ル  
 可シ

第四頌讚体 此体ハ冠婚葬祭等ニ係ル弔祭又ハ祝賀ノ  
 筵席ニ於テ爲ス所ノ演説ノ体裁ヲ云フ其例ハ本卷ニ出  
 ツル英國自由党總理グラットストン氏カブライト氏ヲ弔  
 シタル演説ヲ見テ之ヲ知ル可シ要スルニ此体ハ世ノ忠  
 臣義士ノ身命ヲ賭シテ以テ國家ノ爲メニ偉勳大功ヲ樹  
 テシコトヲ頌シ若シクハ先聖古哲ノ言行ハ皇蕩トシテ万  
 世不易實ニ類ヲ絶チ倫ヲ離レシ所以ヲ讚シ其古人ノ事  
 ヲ説ク片ハ他ヲシテ欽慕ノ情ヲ惹キ起サシメンコトヲ要  
 シ其今人ノ事ヲ説ク片ハ既往ト現在ト將來トノ三段ニ  
 分チテ其演説ヲ結構ス可キモノトス

第五會議體 此體ハ政談學術討論會、國會、府縣會、市町村會、商法會議所等ノ各議員ノ多ク使用スル議論ノ体裁ナリ然リ而シテ此ノ體ノ中ニ第一次會ト第二次會ト第三次會トノ區別アリテ隨ツテ其議論ノ体裁モ亦タ異ナル所アリトス今其第一次會トハ如何ナルモノカト云フニ是レハ其問題ノ總躰議ニシテ彼我辨難スルハ其主意ニアラズ之ヲ要スルニ其問題ヲ第二次會ニ附ス可キモノナルヤ否ヤヲ吟味スルニ止マルモノト知ル可シ第二次會トハ逐條議ト云フテ其問題一箇條毎ニ就テ其修正ス可キハ修正シ其刪除ス可キハ刪除シ其追加ス可キハ追加シ以テ議事ヲ完全ニスルノ緒ニ就カシムルモノナルヲ以テ其議員タル者ガ十分ニ彼我意見ノ異ナル所ヲ辨

論スルハ此所ニアリト知ル可シ第三次會トハ乃チ前ノ第二次會ノ議場ヲ通過シタル問題ト議事トヲ収束シテ以テ其決ヲ採ル所ナリトス故ニ之ヲ確定議トモ云フナリ尙ホ詳細ノ事ヲ知ラント欲セハ府縣會ノ議事ヲ實地傍聽シテ以テ潛心考査セハ會議體ニ關スル議事法ヲ知ルヲ得ヘシ

第六雜體 此體ハ豫期ノ腹稿モ無ク宴會等ノ席ニ臨ミテ即時ニ其會席ノ事情ト又其列坐ノ人々ノ好尙トニ相應シテ以テ自己ノ所見ヲ演說スルヲ云フモノナリ要スルニ此體ハ前ニ列記セル五種ノ体裁外ニアリテ特殊ノ体裁ヲ具フルモノナルガ故ニ此體ノ結構ハ出色老練ノ雄辯家ニシテ始メテ之ヲ能クス可シト謂フモ亦タ敢テ

過言ニハアラサルナリ

八十八

以上演説討論ニ六種ノ体裁アルコトヲ示シ且ツ此体裁ノ  
言論ヲ結構スルニ就テ其密着ノ關係ヲ有スルヲ以テ須ラ  
ク之ヲ知ラズンバアル可ラサル所以ヲモ辨ジ了ハレリ讀  
者若シ此意ヲ諒シ思察ヲ凝ラサバ禱補スル所ナキニアラ  
サル可キノミ

### ○第十章 態度

古人曰ク思ヒ内ニアレバ必ズ外ニ顯ハルト善イ哉此言ヤ  
亦タ移シ來リテ以テ演説ニ態度ノ與カリテ言語ノ勢力音  
聲ノ變化ヲ助クルノ効アルコトヲ知り得ベキナリ今夫レ  
單ニ態度ト言フモ之ヲ分解スレバ則チ手ノ動カシ方足ノ  
踏ミ方若シクハ眼珠ノ位置若クハ視線ノ方向等ヲ其演説

討論スル時ノ言語ト一致スル如ク之ヲ整理スルコトヲ謂  
フモノナルガ故ニ態度ヲ整理スルコトノ演説討論ニ必要ナ  
ルハ亦タ敢テ論ヲ俟タサルベシ若シ態度ニシテ言語ト一  
致スルコトナカラン乎既ニ態度ト言語ト一致セサル所アリ  
トセバ則チ自ラ人々ヲシテ其感覺ヲ起サシムルコト難  
タシト謂ハサル可ラス然レモ態度整理シテ言語モ亦タ之  
ト一致スルアラハ其音聲ノ節調モ之カ爲メニ善ク整フテ  
延ビテ全篇ノ要領モ亦タ之カ爲メニ充分ニ辨論シ得ベキ  
ナリ辨士既ニ此ノ如クンバ其聽衆ニ於テハ辨士ノ口頭ヲ  
自己ノ耳邊ニ當テ以テ其論辨スル所ヲ濫底ニ注入セシム  
ルカ如キノ思ヒアラシメント決シテ之ヲ疑フベキ處ニア  
ラザルナリ嗚呼態度ヲ整理スルコトノ忽カセニス可ラサル

八十九

其レ此ノ如シ演説討論ヲ學ブ者安ンゾ之ヲ知ラズシテ可ナランヤ著者ハ今茲ニ態度ノ運用法ヲ詳細ニ之ヲ示サント欲スレドモ其詳細ニ示サント欲セハ則チ挿圖ヲ要シ事甚ダ煩ハシキニ至ルヲ以テ著者ハ別ニ其煩ヲ避ケ唯ダ實際ニ必要ナル態度ノ運用法ヲ舉ケテ之ヲ知ラシメンニ先ヅ

第一 正體直立シテ兩手ヲ腰部ニ下ゲタルハ乃チ温厚藹然ノ風采ヲ聽衆ニ示ス時ノ態度ナリ  
第二 身體ヲ右足ニ持タセ左足少シク傾斜シテ稍右足ニ持タセタル身體ヲ支フルノ趣キアリテ左手ノ食指ヲ正面ヨリ少シク右方ヲ指シ而シテ右手ハ披キタルマ、全ク之ヲ以テ右方ヲ指ス態度ハ事物是非邪正ヲ截斷シ

又ハ引証譬喩ヲ陳述スル時ノ姿勢トス

第三 傾斜シタル左足ニ全身ヲ持タセ右足ヲ少シク正面ニ出タシ左手ヲ胸部ニ當テ右手ヲ腰部ニ下ケ眼球ト視線ト共ニ之ヲ正面ニシタル態度ハ乃チ嚴肅ノ狀ナリトス  
第四 眼中ノ視線ヲ横斜シテ直立シタルマ、兩手ヲ胸部ニ當テルハ乃チ大膽豪氣ノ體ヲ示ス時ノ態度ナリ  
第五 頭部ヲ少シク前ニ垂レ右ノ手掌ヲ以テ胸部ヲ蔽フ狀ヲ爲スハ乃チ悲哀憂愁ノ體ヲ示スモノト知ルベシ  
第六 全身ヲ直立シタルマ、兩眼ヲ閉ヂ左ノ手掌ヲ以テ額上ヲ蔽フハ諸般ノ引例譬喩之ヲ言ハシト欲スレドモ既ニ忘却シテ之ヲ言フヲ能ハサルガ如キ場合ノ態

度ト之ヲ知ルベシ  
 第七 頭部ヲ垂レ兩手ノ掌ヲ十字形ニ合セテ其兩手ノ指末ヲ互折スルハ謙遜ノ狀ヲ示スモノナリ  
 第八 全身ヲ直立シ兩手ノ掌ヲ披キタルマ、之ヲ胸部側點以上ニ於テ運用スルハ喜悅快樂ノ狀ヲ示スモノトス  
 以上學示セシ所ハ僅カニ態度運用法ノ一斑ニ過キズト雖モ要スルニ手ノ動カシ方足ノ踏ミ方眼球ノ位置視線ノ方向等ハ當サニ此ノ如ク爲ス可キモノ乎ト信ジテ疑フ所ナク之ヲ研究スルヲアラバ既ニ是レ丈ニテ足レリトス何ゾ未ダ之ヲ足ラストシテ憾ミトスル所アル可ンヤ請フ讀者此意ヲ諒シテ之ヲ研究セラレシトシ

◎第十一章 討論

凡ソ討論トハ一個ノ論題ニ就テ數人相對シ各自意見ノ異ナル所ヲ辨論討議スル間ニ真理ヲ發見スルヲ得ルヲ以テ目的トスルモノナルガ故ニ今之ヲ演説ト比較スルニ其間別ニ差異アル所ヲ視ズト雖モ能ク之ヲ考査スルハ又此討論ナルモノ固ヨリ其体裁及面目ヲ別ニ具セルモノニ相違ナキナリ果シ然ラバ苟クモ雄辨家タレントチ望ンデ斯道ノ蘊奧ヲ講究セント欲スル者宜シク討論ノ法則ヲモ講究セズンバアル可ラス抑モ討論ノ法則ト云フハ如何ナルモノヲ云フ乎ト按スルニ之ヲ演説ト比較シテ差別スレバ則チ其議場ノ整理方ト又其辨論ノ体裁ハ毎ニ夫ノ會議體ニ基カサル可ラサルト此二者ノ差違アルナリ然リ而シ

テ會議体ノ辨論法ハ既ニ之ヲ前章ニ於テ之ヲ明示シタレ  
 バ更ニ亦タ之ヲ茲ニ贅セズ唯タ夫レ議場ノ整理方ハ數脚  
 ノ椅子ヲ左右ニ披キテ之ヲ据ヘ以テ本論者ト反對論者ト  
 ノ席ニ充テ而シ其兩論者ノ議事ヲ制裁スルニ適當ナル中  
 央ニ議長ノ席ヲ設ク以上ハ議場整理方ノ第一ナリ次ニ投  
 票ヲ以テ其兩論者ノ中ヨリ一名ノ議長ヲ撰舉スルト是レ  
 議場整理方ノ第二ナリ次ニ議場必要ノ器械類即チ時計水  
 指洋盃插花等ヲ備ヘ置クト是議場整理方ノ第三ナリ此外  
 ニ議長ノ心得ベキトハ列席ノ論者二人以上起立シタルモ  
 其起立ノ遲速ヲ見分ケテ起立ノ速キ方ニ辯論セシムベキ  
 ト又其議論盡キテ決ヲ取片ハ先ツ反對論ヨリ之カ決ヲ取  
 ルベキト將タ又論者ハ辨論上諸般ノ法則ハ悉ク皆ナ演説

ノ法則ト別ニ大差ナキモノト心得ベシ然レモ其辨論ノ体  
 裁ハ毎ニ夫ノ會議体ニ基キ傍ヲ審判体ヲ應用ス可キモノ  
 トス今其例ヲ舉テ之ヲ示スト左ノ如シ

(討論題)「決闘は法律の制裁すべきも此乎」ト云フ題アラン  
 ニ

本論者の發議は

凡そ決闘あるものは野蠻の遺風にして文明國の採る可  
 きものにあらず。人若し理非曲直法を法決せんと欲せん  
 須く之を理論に訴ふべし。若し徒に腕力の強弱法を以  
 て其標準とあそか如きことあらば。拘子を以テ定規とあ  
 すと何ぞ擇ばん。策世に無罪を論ざるものあれども。其論  
 據とする所は實に空漠しして一も取るに足らざるなり。

夫れ國家は道理正に因るべきものにして腕力反に據るべきものにあらず。之れ各國裁判を設けある所以なり。然るに旋今之れを經てして直に決闘訴を訴ふる。之れ一國の大權を蔑如するものと言はざるを得ず。且つ決闘は社會の安寧を害するものなり。夫の掬摸類の加きは猶公安を害するものとあし法律之を罰す。然るふ今鮮血淋漓の慘狀を呈するものを問はずせば之れ法律社會に其効をなさざるに至る可し故に余は飽まで主張せんとす。決闘の法律を以て罰すべきものありと。

(反對論者の辨駁は)

決闘と近來非常の流行にして其論點も略一定したる如くあれども。學者間未だ確定せず補素を決闘あるものは

「ゼルマン」の「ライン」河の邊りに於て爲したるを嚆矢とありし。其後追々世に行われ。千五百二十八年には王と王との間に行はれたると云ふ。過般も「フロツケート」と「ブランヂュ」の決闘あり。歐州諸國動もすば之を行ふ者多し。千七百八十九年佛國に於て之が有無罪の說并に行はれ。千八百三十七年發布せし刑法第二百五十五條并に第三百四條謀殺の正條を以て罰する所とありされども。現今に至りて更ふ之を問はざるに至れり。「モンテスキュー」曰く決闘の多く婦人より起るものありと。「ベンザム」曰く國の元氣を増すものありと。「ヘーゲル」は公安を害するものとあり「マイエル」は害するものみあらざとあせり。以上而して余は飽迄無罪を主張せんとす。伏案佛國の如き勇氣を要



する國と決闘を甚ぶ緊要なるものなれども唯英米の如  
 泥金の勢力を得る國は左程必要ならず。我國の如く昔と  
 頗る尙武の風行なれぬし。嘉永後英米に化したるも  
 のあれば或は必要ありと説くものありと雖も。余は斯の  
 如き勇氣云々を以て論據とあすものみならず。獨壞二國  
 に於ては之れを罰するの法あをを日米英の如き。別  
 小刑法上明文なし。然るに今度刑法改正案の風説を聞く  
 小僅に禁錮に處するに止まると云ふ。之れ決闘あるもの  
 は毫も詐偽の手段なし即ち相互の承諾好意上より成る  
 ものなり然るを其の自首減輕だをあらざる謀殺を以て  
 論ざる如きは。素より立法者の意見みあらざる可し。凡そ  
 自殺を罰せざる所以は。既遂者を罰せざして未遂者のみ

を罰する如き頗る奇快ある結果を生するに由るあらん  
 法客之と同一決闘あるものを注彼を罰せずして之を罰す  
 る如きまことに至る可し。之れ余の決闘は罰し難しと云ふ  
 所以なり。要夫れ有罪論者の如く殘酷ある謀殺罪を適用  
 する如き。余の實に其由を知る能はざるあり。要するに  
 余は刑法上正條あしと云ふにありて。或論者の如く文明  
 の花ありと云ふ積極的の論は爲さざるも此なり

本論者の駁論

反對論者は頗る熱心に學者メカシテ諸書を取調べられ  
 たる者を見へ。種々なる例を引用せられたる。惜い哉議  
 論精察あらむ間々杜撰み流を殊に其論旨の矛盾する。冒  
 頭に無罪論と掲げ來りあがら。毫も無罪たるの法理を説

かず。徒に罰し難しと云ひ。正條あしと云ふに止まり更に罪を構成するに如何ある條件を缺くかを明示せざ。余は注文にも應せざりしは寔に遺憾の至りありき。此の如き論は余輩有罪論者の齒牙に懸けざる所あり否な反對論者の議論の如き未だ寸毫も余の正論をば之を動すに足るべき價値のあらざるものと謂はざる可らざる以上無罪論者常に曰く。決闘ある者の相互の承諾即ち好意上より成る者あれば。敢て法律の間ふべき限りにあらざると然れども法轉換之れが爲め社會の危害を醸そふ至るあらば假令好意ありとて之を放棄すべきも此にあらざれば夫れ車夫の如き下流社會に於て互に相承諾し時日を期して争闘し。強者弱者を殺傷する如き屢耳にする所にして我國

は法律常に之を刑するにあらざや然らば好意上より成る者と雖も波決して罪あからざるの理のあかる可し。論者又曰く決闘と一國の元氣と政治思想を喚起せしむるに足ると。或は論者の言の如く元氣を發生せしむるの基ともあらん。然れども之れが爲め社會の安寧を害するあらば如何。或は政治思想を惹起することとあらん。なれども法之が爲め法律の許す所ありとせば國事犯裁罰せざるに至らん又曰く一定の方式あり他の犯罪になしと。之れ亦採るに足らず。又曰く惡意なし故に罪みにならざると之れ惡意あるものを誤解するに因るならん。夫の親讐の如き素より惡意の存するものにあらざれば然れども刑法之を罪するに非ずや。又曰く刑法に正條あしと此說一理

あるが如くあれと亦誤謬なるを免れず。我國刑法第二百九十二條は謀殺を罰するの條あり。成程決闘ある文字は存するなしと雖も<sup>法抄</sup>豫先謀ると。人を殺すと。殺したる結果。等の各條件を備具せる以上の無論<sup>法抑</sup>此條を適用すべきあり。故に其創傷に止まるも此は毆打創傷の正條を適用し。死に至らしめたるものは謀殺を以て論ずへたをのちりとす。如斯立法上刑法上消積兩極的より見るも余は更に無罪たるの理を見出さず能はず否。有罪となさざるを得ざるものと信ず。故に余は反對論者に向て決闘の如何なる條件を缺くやを指摘せられんことを望むものなり

既ニ本論者ハ此如ク自説ヲ主張スルルルハ反對論者モ亦タ

起立シテ本論者ガ駁論ノ要領ヲ探テ以テ辨駁ヲ爲サ、ル可ラズ要スルニ討論ハ簡明適切ニ言語ヲ使用シ論理ノ區分整然トシテ紊亂セサルヲ主眼トス尙ホ詳細ノ秘訣多シト雖モ其ハ演説ノ秘訣ト大差ナケレハ之ヲ茲ニ反覆スルヲ須キザル也

明治二十二年七月廿三日印刷  
明治二十二年七月廿四日出版



發行者

三

輪文次郎

愛知縣名古屋區鐵砲町七十九番戶

著作者

伊

東洋二郎

愛知縣名古屋區裏門前町四百九十二番戶

印刷者

加

藤二郎

東京麹町區平川町五丁目三番地文旋社

發兌書肆

靜

觀

堂

名古屋本町通鐵砲町二丁目

伊東蓮窓先生著

### 新篇演説集

凡二百ページ  
正價金貳拾錢

- パトリックヘンリー ●黒田清隆 ●ブランデー ●楠本  
 正隆 ●板垣退助 ●後藤象二郎 ●ボアソナード ●増島六  
 一郎 ●伊藤博文 ●ハリソン ●富田鐵之助 ●榎本武揚 ●  
 下田歌子 ●北島道龍 ●フェノロサ ●中村正直 ●源綱紀  
 ●中村道太 ●井上馨 ●澁澤榮一 ●外山正一 ●和田垣謙  
 三 ●福澤諭吉 ●徳富猪一郎 ●グラットストン ●大井憲  
 太郎

### 出版所

名古屋本町通  
鐵砲町二丁目

靜觀堂 三輪文次郎

本書は一世の智識を  
開拓して千古の英雄  
を歴例するに足る可  
き價值ある中外諸大  
家の名論卓説を蒐集  
し一旬一章毎に其法  
格を挿示し又每篇總  
評を下し且つ隨頭に  
偶評を附し以て演説  
初學の模範とす

深田正韶大人著

### 小倉百首略解

大本全部 二冊  
正價金三拾五錢

世間童男童女の百人一首を誦讀する者多しと雖も其意味を解する者は甚だ鮮し此書の  
簡明の解釋にして兒童も一讀の下に曉り得べし其書あり

見田尙之大人著

### 歌學集腋

小本全部 四冊  
正價金三拾五錢

- 卷一 古言梯 ●卷二 假字用格 詞のやちまた ひもかゞみ  
 ●卷三 詞比玉の緒 ●卷四 冠辭例 永言寫式  
 此書はかなづかひ大全とを謂ふ可き者小して和學には至便の書あり

### 發兌書舖

名古屋本町通  
鐵砲町二丁目

三輪文次郎

徳川公題辭

男 雲 韶 服 部 拱 市 野 靖  
大久保誠知 藤 井 錢 永田新次郎

牧山佐藤生先著

淺野 三龍 石川 素童 辰 巳 守 全 校  
南摩羽峰序

南摩羽峰序

太田 元遵 村 瀬 緒 高橋磯太郎  
石橋 尙寶 陸 鉞 巖

# ●老子講義

全部六卷

半紙形製本

正價八拾錢

老子ハ支那哲學ニシテ諸子百家ノ祖タリ其八十一章五千言一トシ金言ナラザルハ無シ  
彼ノ天網恢々疎ニシテ漏サズ●功遂ゲ身退クハ天ノ道●國家昏亂シテ忠臣アリ●道ノ  
物タル惟レ恍惟レ惚惚タリ恍タリ其中ニ象アリ●颺雨ハ朝ヲ終ヘス驟雨ハ日ヲ終ヘス

●柔ハ剛ニ勝チ弱ハ強ニ勝ツ●萬物ハ有ヨリ生シ有ハ無ヨリ生ズ●大巧ハ拙ナルガ如  
ク大辯ハ訥ナルカ如シ●其政察々タレハ其民缺々●千里ノ行モ足下ニ始マル●得難キ  
貨ヲ貴バザルハ民ヲシテ盜ヲ爲ザ、ラシム等ノ語ハ皆是レ老子ノ格言也而シテ老子ノ  
書タル其文簡約ニシテ其意深遠古來學者ノ解シ難シトスル所以ナリ牧山佐藤先生ハ維  
新前尾張ノ侍講ニシテ明倫堂ノ督學タリシ鴻儒ニシテ其老子ニ精シキコトハ普ク世人ノ  
知ル所ナリ余曩キニ先生ノ門ニ在リテ講義ヲ聽クコト數回筆記シ得テ先生ニ請ヒ遂ニ出  
版シタル者則本書六卷ナリ抑茲編ノ體タル章意。節意。字訓。解義。ノ四欄ニ分チ之ニ附  
スルニ餘論ヲ以テシテ詳明精確看者ヲシテ一目瞭然タラシムル古今未曾有ノ善解ナレ  
バ凡ソ政治家。哲學者。法律家。經濟家。教育家。理學者。兵學家。宗教家。雄辯家等苟モ道  
ヲ以テ本トスル者ハ必讀マザル可ラザルノミナラズ旁ラ演說及文章ノ材料トスルニモ  
頗ル有益ナル良書ナリ

名古屋本町通鐵砲町

出版所

美濃屋 靜觀堂

三輪文次郎

通俗 日用家事要法

男女必讀 有益寶典

洋裝美製本 二百ページ餘 實價三十五錢

〔目錄〕第一章 總論 家事要旨 時間 勞力 金錢之出入 衣服 食物 住居 家事結論 第二章 一家之組織并 制度 一家の規則 旦那ノ心得 女房ノ心得 家内規則ノ大旨 家内ノ禮儀 家内ノ制限 家内ノ法度 勉強ト儉約 第三章 一家之經濟 家事經濟ノ學問 家事經濟學ノ方法 買物ノ心得 小遣帳 書類ノ保存 小遣帳ト金 錢出入帳 第四章 禮式 女禮式 酒掃禮 對之禮 坐作進退ノ禮 授受捧呈ノ禮 冠婚喪祭ノ禮 飲食ノ禮 宴會ノ 禮 父母舅姑夫ニ對スル禮 第五章 煮爨ノ心得 飯ノ炊き方 煮物ノ法 炙リ物ノ法 漬ケ物ノ法 味噌ノ製法 漬 納豆ノ製法 干醬ノ製法 阿蘭陀味噌製法 時雨味噌製法 常盤味噌製法 シンダ味噌製法 菓子ノ製法 赤小豆 ノ煮方 饅頭皮ノ製法 極上製餡ノ煉リ方 葛餡饅頭ノ製法 葛餡饅頭ノ製法 菓子ノ製法 煉羊羹ノ製法 臘燻 ノ製法 村時雨ノ製法 寒晒白玉粉ノ製法 第六章 料理製菓 日本料理ノ仕方 春ノ部 夏ノ部 秋ノ部 冬ノ部 ○雜ノ部 西洋料理法 果汁 油漬 油煎 燒肉 蒸焼 馬鈴薯 ○ビステキノ法 ○フーカセノ法 ○カツレツノ法 ○チ ャツプノ法 ○タンゲコイルノ法 ○コロツケノ法 ○兎肉ヲ炙ク法 ○パンノ製法 食物撰ミ方心得 第七章 食物ヲ貯ル 方法 肉類ヲ貯ル法 餅ヲ貯ル法 置ク法 煮物ヲ貯ル法 菓物類ノ貯ル方 野菜物ヲ貯ル法 第八章 世諦ノ心得 世諦ノ始末 ランプ取扱ノ心得 家内火ノ元廻リノ心得 附五箇條ノ用心法 障子ノ張方 飯ノ餘リシ 時ノ心得 鍋釜ノ取扱方 勝手諸道具ノ取扱方 三件 履物雨傘ノ扱方 到來物アリシ時ノ心得 進物ヲスル時ノ心 得 第九章 洗濯 洗濯物ノ心得 洗濯物ノ規律 洗濯物ヲスル時ノ仕度 洗濯スル順序 洗濯物ヲ乾カス法 洗濯 物ニ糊ヲ附ル法 西洋洗濯法 第十章 裁縫法 裁縫ノ心得 針ノ扱ヒ方 針ノ用ヒ方 縫方ノ稽古 男物縫入ノ縫

方 女物縫入ノ縫方 合羽羽織ノ縫方 袴ノ縫方 縫上リシ衣服ノ名産 裁方ノ心得 洋服裁縫ノ心得 ミシン器備 ○第十一章 編物 編物ノ心得 編物ノ種類 編始メ方 帽子ノ編方 肩掛ノ編方 腕貫ノ編方 手袋ノ編方 手提 袋物ノ編方 肌着ノ編方 スポン下ノ編方 第十二章 化粧ノ心得 化粧ノ仕方 化粧ノ心得 和歌 和歌ノ作リ方 テニハノ事 第十四章 插花ノ心得 插花ノ種類 花木ノ取扱方 第十五章 琴三味線ノ心得 琴三味 線ノ吹 第十六章 家内ノ衛生 婦女衛生ノ心得 氣絶シタル時ノ手當 創傷ノ手當 ウチミクジキノ手當 ハナヂ ノ出ル時ノ手當 ヤケドノ手當 眼ニ異物ノ入タル時ノ手當 耳ニ異物ノ入リタル時ノ手當 鼻ニ異物ノ入リタル時 ノ手當 虫類ニ齧サレタル時ノ手當 獸類ニ咬マレタル時ノ手當 毒ニ中リタル時ノ手當 酒ニ中リタル時ノ手當 燒酎ニ中リシ時ノ手當 看病ノ心得 病室ノ空氣 病室ノ光線 病室ノ備品 病室ノ靜肅 病室ノ掃除 病人ノ醫藥 ○病人ノ食物 病氣ヲセヌ心得 浴水法 呼吸法 空氣ノ大切ナル事 草木ノ空氣ノキタナキ場所 夜具布團 便所 ○第十七章 養蠶及桑木 養蠶ノ心得 蠶卵紙 催青 初眠 二眠 三眠 四眠 上簇 收購 繭ノ撰ミ方 繭ノ糞 方 繭糸ノ糞方 眞綿 蠶卵紙ノ製造法 蠶室 蠶室ノ道具 蠶病 養蠶日誌 桑木ノ培養法 桑木ノ植法 接木 ○採木 ○桑木ノ肥料 ○桑園ニ別作スルノ利害 ○桑葉ノ摘ミ方 ○桑木ノ種類 ○桑葉ノ種類 ○桑木ノ蟲ヲ除ク法 ○第十八 章 家内ノ農業 家内農業ノ心得 橙柑 ○茶 ○鶏 鶏ノ飼ヒ方 鴨 鴨ノ殖シ方 鶏ニ淫游スル法 卵ヲ多ク産セル法 鶏 ノ食物 鶏ノ病ノ療治法 ○林檎 ○葡萄 葡萄棚ノ剪刀ノ入レ方 葡萄ノ肥料 葡萄木ノ疾病 葡萄葉ノ蟲害 ○桐木 ○葱 ○蘭 葱 ○垂 ○山椒 ○第十九章 家内製法ノ心得 音聲ヲ善クスル法 洗粉ヲ拵ヘル法 西洋白粉ヲ拵ヘル方 顔色ヲ白クス ル法 二キヒチナクスル法 脇臭ヲ癒ス法 匂ヒ袋ヲ拵ヘル方 香水ノ拵ヘル方 衣服反物浸色ノ附シテ落ス法 染色拔 半方 ○第廿章 小兒教育 小兒養育ノ心得 傳母ノ撰ミ方 小兒ノ食物 小兒ノ衣服 小兒ノ持前 家庭教育ノ種類 ○智育 ○德育 ○躰育 ○家庭ト學校トノ關係 ○第廿一章 家内經濟格旨集 目錄終

出版發賣所

名古屋本町通鏡砲町二丁目

美濃屋 靜觀堂

三輪文次郎

● 牧山佐藤先生園並序  
● 菊地三溪先生序  
● 南摩羽峯先生序  
● 服部富三郎先生著

# 唐宋八大家文讀本摘解

全部四册

● 半紙形製本

● 正價金六拾錢

此ノ書四册ニシテ八家全備ス其引用スル所ノ書一百餘種險句難字ノ解釋誤字衍文ノ校正至ラザル所ナシ加フルニ牧山先生ノ説ヲ以テシテ頗ル精詳ヲ極ム八家文箋釋ノ書世ニ多シト雖モ未ダ此書ニ過グルモノアラズ江湖ノ君子一讀シテ其ノ闕ク可ラザルヲ知リ賜ヘ

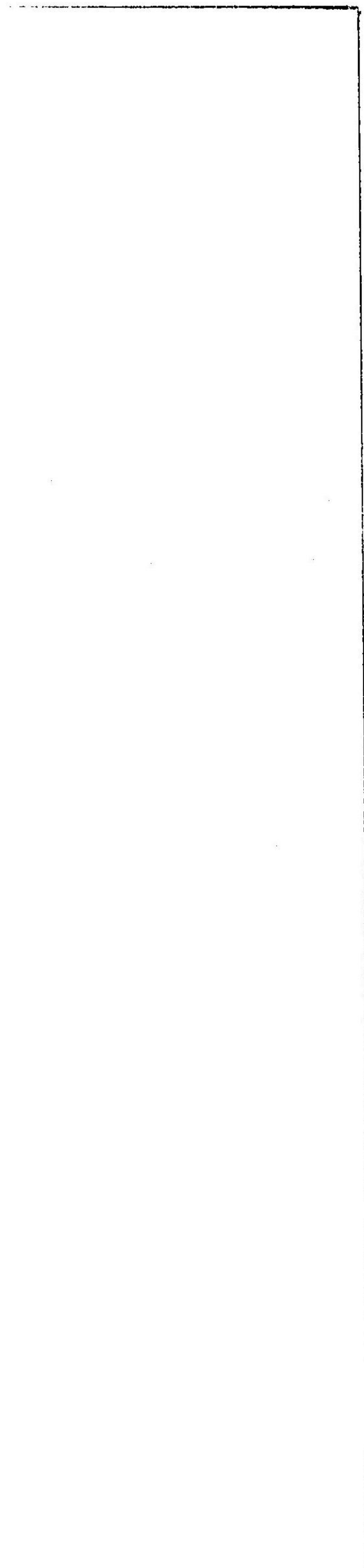
名古屋本町通鐵砲町二丁目

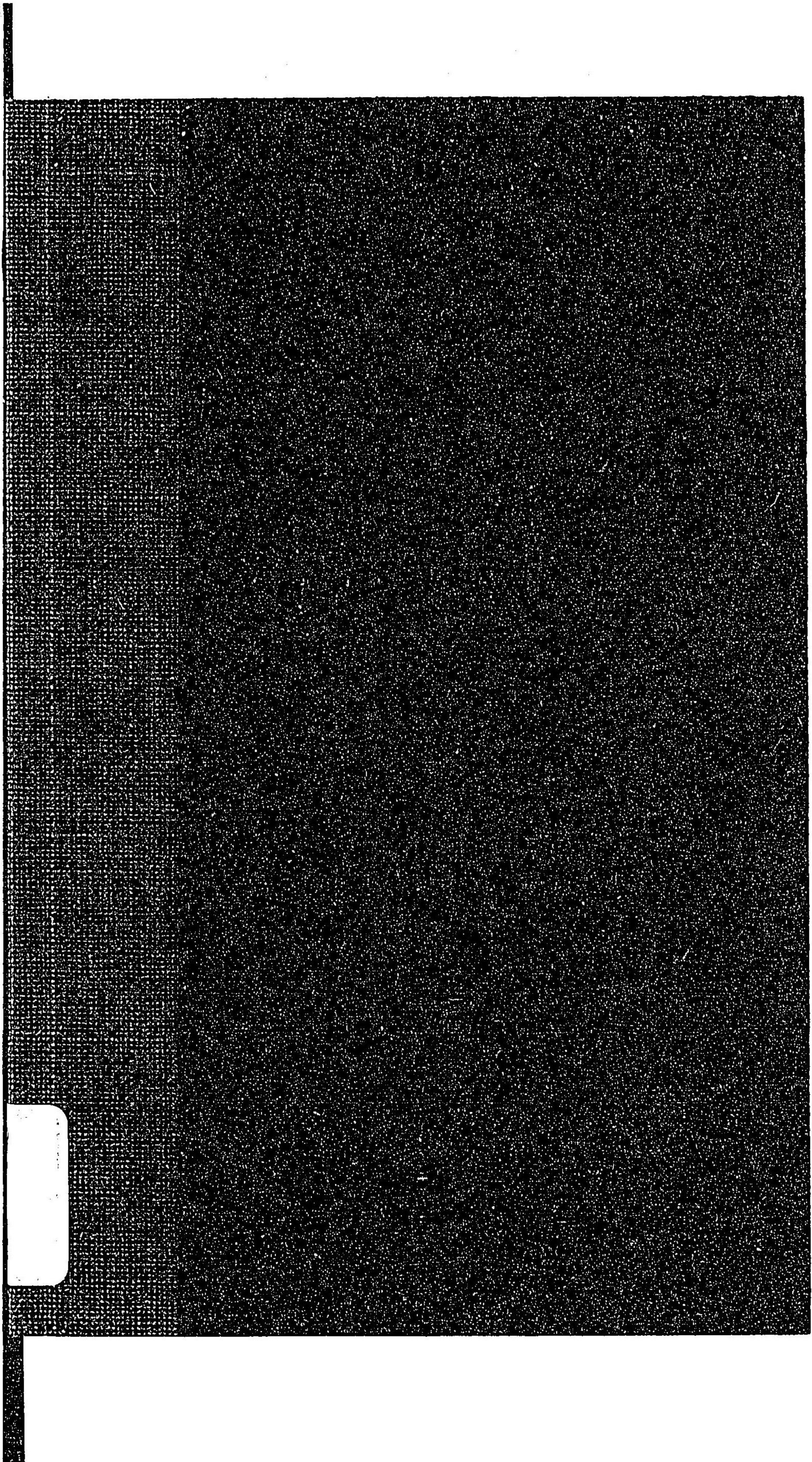
## 發兌書肆

靜觀堂

三輪文次郎







特19

248

实用演説法

国立国会図書館

076711-000-0

特19-248

实用演説法

伊東 洋二郎/著

M22.7

DAB-0063



